

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	155 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	148 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月及び同年2月

結婚してから、夫と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとされているのに、夫婦の保険料の納付を担当していた私の保険料のみが未納とされているのはおかしいと思う。申立期間当時の状況はよく覚えていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してから、その夫と一緒に国民年金保険料を納付し、申立期間の保険料も一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の納付状況を見ると、オンライン記録から、国民年金被保険者期間において、申立期間の2か月を除き、未納が無いことが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫の申立期間の国民年金保険料にかかる納付書発行及び保険料納付に関する状況を見ると、オンライン記録から、申立人の夫に対して平成13年11月8日に納付書が発行され、同年11月28日に納付されていることが確認できるとともに、申立人は同年11月28日に保険料を納付した旨をその所持する育児日誌に記録しているところ、オンライン記録から、申立人に対して同年6月11日に納付書が発行されていることが確認でき、申立人の申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和53年3月に国民年金に任意加入し、第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付していた。保険料は、送付されてきた納付書で市役所、郵便局又は銀行で納付していた。また、年金の手帳は2冊あるが、2冊の国民年金の資格記録に相違があるのはおかしい。

申立期間の国民年金保険料の納付について、社会保険事務所（当時）及び市役所に数回問い合わせたが、その都度、説明が変わり一貫性がない。

申立期間が未加入期間とされ、納付していたはずの国民年金保険料が納付済みとされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め国民年金の第3号被保険者となるまでの国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金被保険者資格及び国民年金保険料の納付について、オンライン記録を見ると、昭和53年3月6日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得し、同年3月から60歳到達まで申立期間を除き保険料の未納が無いことが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録を見ると、昭和60年4月1日に任意加入の国民年金被保険者資格を喪失しているが、当該資格の喪失記録は61年9月に処理されていることが確認できることから、申立期間当時、社会保険事務所及び保険料収納事務を行っていた市は、申立人が任意加入被保険者であると把握していたものと推測され、申立期間に係る納付書が60年4月に作成されていたと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和 61 年 4 月に作成されたと推測される納付書で、申立期間直後の同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を同年 7 月 24 日に納付していることが確認できる上、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人の生活状況に変化はみられないこと、及び保険料納付に対する意識の高さを踏まえると、申立人は、60 年 4 月に作成された納付書で申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

ねんきん特別便が送られてきて、申立期間が未納であることが分かった。加入当初は、私が郵便局で国民年金保険料を納めたように思う。申立期間の保険料については、就職が内定し入社するまで実家に戻っていたので納付書を母親に渡し、母親がA銀行B支店で納めてくれた。保険料を納めたA銀行はC県にも支店があるため、C県の納付書でも納付が可能であった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人と同様にその両親が保険料を負担していたとする申立人の兄及び弟についても国民年金加入期間について未納期間は無く、申立人及びその兄弟の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、就職が内定し入社するまで実家に戻っていたので納付書を申立人の母親に渡し、母親がA銀行B支店で納めてくれたとしているところ、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親によると、申立期間を含む保険料は、当時自宅に毎日集金に来るA銀行B支店の銀行員に、納付書及び現金を預けて納付したとして、納付の状況を具体的に記憶している上、C県によると、申立期間当時、同銀行はC県の指定金融機関であったとしており、申立人の母親が、国民年金被保険者期間である申立期間の3か月の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年8月まで

私が学生だった頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、以降の国民年金保険料は、母親が兄の保険料と併せて集金人に対して納付していた。最近になって、昭和51年7月から同年9月までについての領収書が複数枚見つかったので、内容を確認したところ、この3か月間に対して、6か月分の保険料を、3度に分けて重複納付していることが分かった。私は、以前母から、過去の未納保険料を遡って納付したことがあると聞いていたので、6か月分の保険料については、本来、同年4月から同年9月までの6か月に対して納付されたものであると思う。

ところが、年金事務所では、私の国民年金の資格記録が、昭和51年9月9日付けで任意加入被保険者の資格取得日とされていることを理由に、同年4月から同年8月までを未加入期間のままとし、6か月分の領収書については、年金事務所の記録上、同年9月が国民年金保険料の納付済期間となっていることから、既に納付記録に反映済みと考えられる1か月分を除き、それ以外の合計5か月分の保険料を還付すると説明された。

しかし、今になって、当時の国民年金保険料額を還付するかわりに年金受給額には反映しないと言われても納得できない。母親が遡って保険料を納付したという実情に応じて、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳、オンライン記録、市の国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳によると、申立人は昭和51年9月9日付け国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるが、このうち、市の被保険者名簿の資格記録の記載によると、申立人が一旦加入被保険者とされた後、

任意加入被保険者に訂正された事跡が確認できることから、申立人が、国民年金加入当初に強制加入被保険者として認識されていた可能性を否定できない。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月及び同年 8 月の 2 か月に係る国民年金保険料については、保険料の領収書が現存するため、当該期間に対して保険料納付がなされたことが明確に確認できる。なお、申立人に係る国民年金の資格記録上、当該期間は未加入期間であり、当該期間に対して納付された保険料は、遅滞なく還付処理されてしかるべきところ、申立人に係る市の被保険者名簿及び特殊台帳のいずれを見ても、当該期間は納付済期間として認識されている上、還付事跡を確認することはできない。このことから、当該期間に係る保険料については、昭和 51 年に納付がなされて以降、30 年以上の長期間にわたり国庫歳入金として取り扱われてきたものと考えられる。

さらに、申立人の所持する 3 枚の国民年金の領収書からは、昭和 51 年 7 月から同年 9 月の 3 か月に対して、6 か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、この重複納付状態となっている 3 か月分の保険料についても、市の被保険者台帳及び特殊台帳では、還付事跡を確認できず、30 年以上の長期間にわたり国庫歳入金として取り扱われてきたものと思われる。

加えて、申立人の母親は、当時現年度保険料のみを取り扱っていた集金人に対して国民年金保険料を納付していたとしており、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄の昭和 51 年度の保険料が全て現年度納付されていることが、市の被保険者名簿において確認できることから、申立人の保険料についても申立人の母親が、集金人から昭和 51 年 4 月以降の現年度保険料の納付を促された可能性は高く、申立人が所持する領収書に見られる 6 か月分の保険料については、同年 4 月から同年 9 月までの 6 か月間に対して納付されたものとするのが自然である。これらのことを踏まえると、申立人について形式的に国民年金法を適用した結果、申立期間が未加入期間となることを理由として、申立期間に係る被保険者資格と保険料納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から61年6月まで
② 昭和62年10月から同年12月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、その後、私が平成17年4月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。

私自身は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与していないが、当時、母親から私の国民年金加入当初に遡って保険料を納付したという話を聞いたことがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号及び初めての納付日からみて、A市B区において、昭和63年8月頃に払い出されたものと推認でき、この国民年金手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において過年度納付が可能な昭和61年7月以降の国民年金保険料について、申立期間②を除き全て納付している上、平成2年2月から9年1月までについては、付加保険料も納付するなど、申立期間当時の保険料納付を担っていたとする申立人の母親の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の国民年金保険料は、昭和63年10月25日、平成元年1月30日、同年7月20日及び2年2月7日に、いずれも数か月単位で過年度納付していることが確認でき、遡って過年度納付をしていた申立人の母親が、3か月と短期間である申立期間②の保険料の

み未納のまま放置したとするのは不自然であり、前後の期間と同様に、時効到来前に過年度納付した可能性を否定できない。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の保険料納付を担っていた申立人の母親から申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

昭和57年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、しばらくは国民年金への切替手続を行わなかったが、62年頃に、私がA市B区役所で手続をしたと思う。

手続後は、基本的に私が郵便局で納付していたが、母親が自身の分と一緒に納付してくれたこともある。

また、国民年金への切替手続を行った際に受け取った納付書により、郵便局で5万円又は6万円ぐらいを納付した記憶がある。

さらに、後に数回催告を受けた記憶もあるが、その場合でも、郵便局で、きちんと納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、昭和62年12月頃に払い出されたと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

加えて、申立人は、国民年金への切替手続時に取得した納付書により、5万円又は6万円ぐらいの国民年金保険料を納付し、また、その後も数回にわたって催告を受けたため、その都度過年度納付したとしている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間直前の昭和61年10月から62

年3月までの期間の国民年金保険料について、63年12月27日に過年度納付している一方、1年後の平成元年12月7日にも納付書が発行されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和62年4月から国民年金手帳記号番号の払出時期の同年12月までの期間の現年度保険料は合わせて6万6,600円となり、申立人が加入手続当時に納付したとする金額とおおむね一致する。

これらのことを踏まえると、申立人の陳述に不自然な点は無く、納付意識の高い申立人が、直前の期間の国民年金保険料について過年度納付しながら、申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

このほか、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、国民年金への切替手続を行ってからは、生活も安定しており、未納の無いよう心がけていたとしている一方、それ以前の未納期間については納付した自信がないと明確に記憶を整理しており、一連の陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私と夫の国民年金への加入手続については、夫と一緒に仕事をしていた義兄に全て任せていたので詳しいことは分からないが、昭和47年4月頃に手続をしてくれたと思う。

国民年金保険料については、最初の1回についてだけ義兄が納めてくれたが、その後は、ずっと自宅に来ていた女性の集金人に夫の保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和47年7月31日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料については、申立期間を除き未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間当時における申立人の生活状況には特段の変化は無かったものと認められ、納付意識の高い申立人が納付可能な申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は1万9,000円、同年12月25日は25万円、16年12月24日は23万4,000円、17年12月22日は19万1,000円、18年7月25日は21万円、同年12月25日は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成19年7月25日は標準賞与額24万円、同年12月25日は標準賞与額25万円、20年7月25日は標準賞与額20万円、同年12月25日は標準賞与額15万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、19年7月25日は24万円、同年12月25日は25万円、20年7月25日は20万円、同年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月25日
⑧ 平成19年12月25日
⑨ 平成20年7月25日
⑩ 平成20年12月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生

年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)、その他の期間については、厚生年金保険法を適用すると解するのが相当であるから、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する。

申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した賞与明細書によると、申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、15年7月25日は1万9,000円、同年12月25日は25万円、16年12月24日は23万4,000円、17年12月22日は19万1,000円、18年7月25日は21万円、同年12月25日は23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る平成 15 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、16 年 12 月 24 日、17 年 12 月 22 日、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 19 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日については、前述の賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（19 年 7 月 25 日は 24 万円、同年 12 月 25 日は 25 万円、20 年 7 月 25 日は 20 万円及び同年 12 月 25 日は 15 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成 19 年 7 月 25 日は 24 万円、同年 12 月 25 日は 25 万円、20 年 7 月 25 日は 20 万円、同年 12 月 25 日は 15 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は1万2,000円、同年12月25日は15万円、16年12月24日は21万5,000円、17年12月22日は19万1,000円、18年7月25日は21万円、同年12月25日は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成19年7月25日は標準賞与額22万円、同年12月25日は標準賞与額25万円、20年7月25日は標準賞与額20万円、同年12月25日は標準賞与額15万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、19年7月25日は22万円、同年12月25日は25万円、20年7月25日は20万円、同年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月25日
⑧ 平成19年12月25日
⑨ 平成20年7月25日
⑩ 平成20年12月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生

年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)、その他の期間については、厚生年金保険法を適用すると解するのが相当であるから、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する。

申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した賞与明細書によると、申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる保険料控除額から、15年7月25日は1万2,000円、同年12月25日は15万円、16年12月24日は21万5,000円、17年12月22日は19万1,000円、18年7月25日は21万円、同年12月25日は23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る平成15年7月25日、同年12月25日、16年12月24日、17年12月22日、18年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成19年7月25日、同年12月25日、20年7月25日及び同年12月25日については、前述の賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（19年7月25日は22万円、同年12月25日は25万円、20年7月25日は20万円及び同年12月25日は15万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成19年7月25日は22万円、同年12月25日は25万円、20年7月25日は20万円、同年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和32年10月1日、資格喪失日は同年11月12日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月から同年11月まで
② 昭和33年2月から同年9月まで
③ 昭和33年10月から35年6月まで
④ 昭和36年4月から38年8月まで
⑤ 昭和48年1月から同年7月まで
⑥ 昭和52年4月から53年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、申立期間④はD社で、申立期間⑤はE社で、申立期間⑥はF社で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できることから、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和32年10月1日、資格喪失日は同年11月12日)が確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和32年10月1日、資格喪失日は同年11月12日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている被保険者記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和32年8月から同年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人がほぼ同時期にA社に入社したと申し立てている同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

また、A社は昭和41年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため申立人の当該期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する事業主及び複数の同僚の氏名が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和36年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等を確認することができない。

申立期間③については、申立期間当時の事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和36年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時、保険料は控除していない。」と陳述している。

申立期間④については、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとするD社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時の住宅地図において、申立人が陳述する場所にD社を確認することはできず、申立人は事業主及び同僚の連絡先を知らないことから、

事業主等から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から申立期間の次に勤務した事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得する前月まで国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

申立期間⑤については、申立人及び複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に E 社が経営する G 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 49 年 8 月 8 日であり、申立期間は適用事業所ではない。また、同社は H 業に該当し、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用業種ではなかった。

さらに、オンライン記録において、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員は 154 人確認できるところ、そのうち 1 人は、「E 社の設立は昭和 48 年頃だったと思う。前身は I 社であったと記憶している。」と陳述しているが、これら全員について、E 社で被保険者資格を取得する以前に、I 社で被保険者資格を取得している者は確認できない上、I 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社で被保険者資格を取得している元従業員は、「I 社の傘下には、直営子会社によるレギュラーチェーンとフランチャイズチェーンがあったが、社会保険料は、I 社ではなく、各直営子会社が負担していた。」と陳述している。

申立期間⑥については、申立人は、F 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F 社は、申立期間当時の資料は保存していないとしているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

また、オンライン記録において、申立期間に F 社で厚生年金保険の加入記録が有り連絡先の判明した元従業員 30 人に照会し 9 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、雇用保険の記録で確認できる申立人の被保険者資格の取得日は昭和 53 年 10 月 1 日、資格喪失日は 54 年 1 月 21 日であり、厚生年金保険の記録と符合する。

加えて、申立人は、申立期間以前の昭和 50 年 4 月から F 社において厚生年金保険被保険者資格を取得する前月（申立期間の終期）まで国民年金保険料を現年度納付していることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
申立期間は、A社から関連法人であるC社に異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、雇用保険の記録及びB社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和62年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が資格喪失日を昭和62年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から同年6月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から同年6月15日まで
② 昭和21年12月15日から22年4月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和21年5月に入社し、約1年間勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあったA社発行の辞令から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社の前に勤務していたC社という事業所の上司に誘われ、同人と同時期にA社に入社した。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該元上司が、申立期間の始期と同月の昭和21年5月5日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、複数の元従業員が、「自身の入社時期と厚生年金保険の加入時期は一致している。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21

年6月の社会保険事務所の記録から、210円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和27年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し6人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

また、A社は、昭和27年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、元事業主の陳述及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和31年5月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を78万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。申立期間の賞与明細を見ると、保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から、78万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しなかった可能性について示唆しており、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月1日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間前後で、A社からB社に所属会社が変更になっているとは知らず、昭和38年11月に入社して39年9月に退職するまで、継続してA社に勤務したと思っていた。申立期間前後で業務内容及び勤務形態及び勤務地に変更は無く、申立期間も継続してC業務を担当していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和39年4月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年6月1日から17年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額の記録を、14年6月から15年7月までの期間は24万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までの期間は24万円、同年12月は26万円、16年1月から17年1月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成17年9月1日から20年5月1日までの期間については、事後訂正の結果、17年9月から18年8月までの期間は24万円、同年9月から20年4月までの期間は26万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、17年9月から18年7月までの期間は24万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までの期間は26万円、同年12月は28万円、19年1月及び同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月及び20年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間は26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準報酬月額の記録を、17年9月から18年7月までの期間は24万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までの期間は26万円、同年12月は28万円、19年1月及び同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月及び20年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 1 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 9 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで

私は、A社において、申立期間①及び②の期間、B業務従事者として勤務していたが、年金事務所の記録では、実際の給与支給額より標準報酬月額が低くなっているため、これら申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 14 年 6 月から 17 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の A 社における当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、14 年 6 月から 15 年 7 月までの期間は 24 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 24 万円、同年 12 月は 26 万円、16 年 1 月から 17 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 8 月までの期間は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該期間の報酬月額を誤って低く届け出たことを認めていることから、事業主は、社会保険事務所(当時)の記録どおりの標準報酬月額で届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 1 月から同年 5 月までの期間については、申立人提出の給与明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額であることから、記録訂正の必要は認められない。

また、平成17年2月についても、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を上回っているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額であることから、記録訂正の必要は認められない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月に、17年9月から18年8月までの期間は24万円、同年9月から20年4月までの期間は26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円となっている。

しかしながら、申立人提出の給与明細書及び源泉徴収票により、平成17年9月から18年7月までの期間は24万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までの期間は26万円、同年12月は28万円、19年1月及び同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月及び20年1月は28万円、同年2月から同年4月までの期間は26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間②の報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、その後、申立てに係る報酬月額の訂正届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月28日に年金事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和53年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月29日から54年1月8日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和53年12月29日から54年1月8日までの記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和49年4月1日から現在までA社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し(昭和53年12月29日にA社C支店から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が資格取得日を昭和54年1月8日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る53年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年8月1日、資格喪失日は25年4月1日、同社B支店における資格取得日は26年1月17日、資格喪失日は同年6月5日、同社C支店における資格取得日は29年7月14日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年8月から25年3月までの期間及び26年1月から同年5月までの期間は8,000円、29年7月から同年11月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年8月1日から25年4月1日まで
② 昭和26年1月17日から同年6月5日まで
③ 昭和29年7月14日から同年12月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。

夫はA社には、昭和9年4月2日に入社し、46年2月22日に死亡退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間①、②及び③において、同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と名の一字が異なるものの、名字及び生年月日が同

じで、厚生年金保険被保険者台帳記号番号も申立人のA社の他の事業所における記号番号と同じである被保険者記録（資格取得日は昭和24年8月1日、資格喪失日は25年4月1日）が確認でき、当該記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

さらに、申立期間②及び③については、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と姓名及び生年月日と同じで、記号番号も申立人のA社の他の事業所における記号番号と同じである被保険者記録（A社C支店の資格取得日は昭和26年1月17日、資格喪失日は同年6月5日、同社D支店の資格取得日は29年7月14日、資格喪失日は同年12月1日）が確認でき、当該記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、上記の未統合記録と一致する申立期間①、②及び③の記録が確認できることから、当該未統合となっている記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立てどおりの届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年8月1日、資格喪失日は25年4月1日、同社C支店における資格取得日は26年1月17日、資格喪失日は同年6月5日、同社D支店における資格取得日は29年7月14日、資格喪失日は同年12月1日であると認められる

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和24年8月から25年3月までの期間及び26年1月から同年5月までの期間は8,000円、29年7月から同年11月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 10102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月8日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間もA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社提出の人事記録から、申立人は申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

一方、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としている。しかし、事業主は、厚生年金保険と厚生年金基金の届出はそれぞれ別に行っていたとしているところ、いずれの記録も資格喪失日が平成5年6月8日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年6月2日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年6月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間について、被保険者資格の取得日は確認できるが、喪失日が不明であるとの回答を受けた。同社には、空襲で工場が焼失する昭和20年6月まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と旧姓及び生年月日が同じで名前の一字のみが異なる被保険者記録(資格取得日は昭和19年6月16日、資格喪失日は記載なし)が確認でき、当該記録は、オンライン記録において基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人がA社での同僚とする複数の者の氏名が、前述の被保険者名簿に記録されていること、及びそのうちの一人の陳述から、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認できる。

一方、前述の被保険者名簿を見ると、申立人を含む5人の資格喪失日が記録されておらず、日本年金機構も、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を確認できる資料は無いと回答しているところ、申立人及び元同僚は、「A社が空襲により焼失するまで勤務していた。」と陳述している。

そこで、B組織に対し、申立人及び元同僚が陳述する当該空襲の時期を照会したところ、同組織は、「空襲の起きた時期及び状況から、当該空襲は昭和20

年6月1日のものであると特定できる。」としていることから、A社は同日まで存続しており、申立人も同日まで同社で勤務していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年6月2日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、30円とすることが妥当である。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和19年6月16日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月21日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和44年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月21日から同年2月21日まで

私の夫は、昭和29年4月から50年3月まで、A社に勤務し、44年1月21日付けで同社C支店から同社B支店に異動したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が退職時にA社から受け取った書類として、申立人の妻から提出のあった厚生年金保険被保険者期間履歴表及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和44年1月21日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年11月から7年2月までの期間は22万円、同年3月は20万円、同年4月から同年9月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成6年11月から7年9月までの標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。申立期間は、給与明細書の保険料控除額を見て分かるとおり、標準報酬月額24万円に相当する保険料が控除されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書(写し)により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成6年11月から7年2月までの期間は22万円、同年3月は20万円、同年4月から同年9月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在、勤務しているA社の申立期間の賞与の記録が無いとの回答をもらった。同社は申立期間の賞与支払届の未提出を認めており、平成19年12月14日支給の賞与明細書を提出するので、申立期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年12月支給の賞与明細書（写し）により、申立人は、申立期間において、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在、勤務しているA社の申立期間の賞与の記録が無いとの回答をもらった。同社は申立期間の賞与支払届の未提出を認めており、平成19年12月14日支給の賞与明細書を提出するので、申立期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年12月支給の賞与明細書（写し）により、申立人は、申立期間において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年1月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月3日から20年4月1日まで
② 平成20年4月1日から同年5月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が自分の所持する給与明細書と相違していることが分かった。申立期間の給与明細書では、標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。

A社は標準報酬月額を誤って届け出たと認めているので、申立期間の標

準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、申立人が提出した給与明細書及びA社から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成20年1月から同年3月までの期間における申立人の標準報酬月額を44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年12月は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初30万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月16日に30万円から44万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30万円）となっている。

しかしながら、申立人提出の給与明細書及びA社から提出された給与台帳の写しにより、申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

年金事務所に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成18年7月14日の賞与について、実際に支給された賞与額よりも低い標準賞与額とされていたので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の金銭出納帳により、申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する平成18年7月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 10110

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

年金事務所に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成18年7月14日の賞与について、実際に支給された賞与額よりも低い標準賞与額となっていたので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の金銭出納帳により、申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する平成18年7月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年9月1日、資格喪失日は28年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から29年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の記録が無いとの回答を得た。社会保険事務所は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は消失しており、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、私の資格取得日の記録は有るものの、資格喪失日の記録が無いため、同社における加入記録が年金記録に一切反映されていない状況となっているとしている。

私は、A社本社から同社B支店に異動したが、異動後も、同社倒産の知らせを受けるまで、引き続き同社本社から給与が送付され、同社本社で厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたことも記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、昭和27年9月1日にA社において資格を取得した記録は確認できるが、資格の喪失に係る記録は無い。

また、日本年金機構は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を消失している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日及び適用事業所ではなくなった日も不明であると回答していることから、社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは認められない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人と同一日にA社において資格を取得していることが確認される同僚についてみると、申立人と同様に、旧台帳には資格取得日に係る記録はあるものの、資格喪失日に係る記録は無いところ、当該同僚の旧台帳には転職先の資格取得日(昭和28年10月1日)が記録されており、オンライン記録上の被保険者期間は、A社の資格取得日から転職先での資格喪失日までの期間が同一の事業所(事業所名は不明)として一本の記録となっていることから判断すると、同人は、転職先の資格取得日である昭和28年10月1日にA社において被保険者資格を喪失したものと記録が整理されたことが推認される。

加えて、申立人は、「昭和27年10月からA社B支店に勤務し、会社倒産の知らせを受けて28年11月に帰国した。帰国したときには同社本社は空室となっており、事業主も行方不明となっていた。」旨陳述していることから、申立人が帰国した昭和28年11月には、事業実態がなかったものと推認されることから、上記同僚は同年10月1日付けで同社の被保険者資格を喪失していることとも符合することから、申立人についても、同日までは同社の被保険者であったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年9月1日、資格喪失日は28年10月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和27年9月の旧台帳の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年10月1日から29年2月1日までの期間については、申立人は、「会社倒産の知らせを受けて昭和28年11月にA社B支店から帰国したときには同社本社は空室で、事業主も行方不明になっていた。未払賃金があったため、姉の家に居候しながらA社の事業主を捜していたが見つからず、これでは生活ができないと思い、C社に入社した。」旨陳述しており、A社倒産の知らせを受け、昭和28年11月に帰国してからC社に入社するまでの間、A社では勤務しておらず、給与も受けていなかった旨を陳述していることから、当該期間は、同社の被保険者ではなかったものと推認される。

また、A社の事業主及び取締役は所在不明であり、事情照会を行うことができず、上記同僚にも、事情照会を行うことができなかった。

さらに、申立人は複数の同僚を記憶しているものの、名字だけを記憶しているため、これらの同僚の所在は特定できず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和28年10月1日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年4月から同年10月までは30万円、同年11月から5年9月までは17万円、同年10月から8年9月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、上記訂正後の期間を含めた平成6年2月1日から15年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年2月及び同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、7年1月は36万円、同年2月は30万円、同年3月から8年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月から10年2月までは38万円、同年3月から12年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から14年1月までは36万円、同年2月は38万円、同年3月から同年5月までは36万円、同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月から15年3月までは26万円、同年4月から同年7月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年2月から15年7月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年10月1日まで
② 平成5年10月1日から8年10月1日まで

③ 平成8年10月1日から15年8月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。給与明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録では、当初、申立人が主張する平成4年4月から同年10月までは30万円、同年11月から5年9月までは17万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで、4年4月1日に遡って9万8,000円に訂正されており、また、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、7年10月23日付けで、5年10月1日に遡って9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人と同様に、平成5年3月12日付けで4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われている者が申立人以外に10人、更に7年10月23日付けで5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われている者が申立人以外に2人それぞれ確認できる。

このことについて、当時の事業主は、「申立期間当時、社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所の指導の下、従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を提出した。会社は倒産したため、当時の資料は無いが、従業員の厚生年金保険料は実際の給与支給額に基づく保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月31日から11年10月29日までの期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、役員に就任した時期は、遡及訂正処理が行われた以降の日であり、また、当時の事業主は、「当該遡及訂正処理については、私と社会保険事務所が行ったことであり、申立人を含め、従業員は誰も知らないはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月12日付け及び7年10月23日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、申立人について4年4月1日及び5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当初の記録から、4年4月から同年10月までは30万円、同年11月から5年9月までは17万円、同年10月から8年9月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成6年2月から8年9月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報

報酬額は、遡及訂正処理前の標準報酬月額をも上回っていることが確認できる
ところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基
づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が
行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の
報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの
標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成6年2
月及び同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は47万円、同年6月は44
万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10
月は41万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、7年1月は36万円、
同年2月は30万円、同年3月から8年9月までは32万円とすることが妥当で
ある。

次に、申立期間③について、申立人の標準報酬月額は各年度の定時決定にお
いて9万2,000円又は9万8,000円と適切な時期に記録されており、当該定時
決定については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる資料等は見当
たらなところ、申立人提出の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額
に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回っていることが確認できるこ
とから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年10月及び同年11
月は30万円、同年12月から10年2月までは38万円、同年3月から12年3
月までは41万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から14年1月
までは36万円、同年2月は38万円、同年3月から同年5月までは36万円、
同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月及び
同年10月は38万円、同年11月から15年3月までは26万円、同年4月から
同年7月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成6年2月から15年7月までの期間の厚生年金保険
料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が申立人に係る標
準報酬月額を引き下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事
業主は、当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出てお
らず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納
入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年3月13日に、資格喪失日に係る記録を同年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月13日から同年8月26日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間が、厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社での業務内容等に関する申立人の陳述は、同社の回答及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述と符合している上、申立人が同職種の同僚として名前をあげ、上記名簿から、昭和42年3月13日に同社での被保険者資格を取得し、同年8月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「私は、申立人と一緒にA社に入社し、同社での勤務時期及び勤務期間は同じである。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前をあげた上記同僚は、「A社での私と申立人の勤務形態及び勤務条件は同一であった。私は、申立人と何度かお互いの給与明細を見せ合い、同じ給料額だったことを記憶している。」旨陳述している上、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚は、「A社では、職種に関係無く、従業員全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の上記同僚の標準報酬月額の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているものの、同社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年3月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年10月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社の複数の支店間で転勤が繰り返された時期であり、申立期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「空襲があった昭和20年6月頃にA社C支店が同社D支店に疎開した。同支店で1週間ないし2週間勤務した後、同社B支店に転勤となり、同支店で終戦を迎えた。その後すぐに、再び同社D支店に転勤した。」と陳述しており、申立人の同社での勤務状況に関する記憶は詳細かつ具体的である。

また、A社C支店、同社B支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、多数の元従業員が、昭和20年5月1日に同社C支店で資格を喪失後、同年5月2日付けで同社D支店において資格を取得し、同年6月1日に同支店で資格を喪失後、同日付けで同社B支店において資格を取得しており（A社B支店は、昭和20年10月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これらの元従業員は、いずれも、同日付けで資格を喪失している。）、これら多数の元従業員は、申立期間のうち、同年8月1日から

同年10月15日までの期間において被保険者記録が継続しているところ、当該元従業員の被保険者記録上の異動は、申立人が陳述する転勤の状況とおおむね符合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年10月15日までの期間についてもA社B支店で継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和20年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業を継承するE社は、申立期間当時の資料が無いため、納付したか否かについては不明としているが、上記のA社B支店に係る被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年10月15日から同年12月1日までの期間については、上記の多数の元従業員は、いずれも、A社B支店で同年10月15日に資格を喪失しており、このうち同社D支店で資格を再取得している者は、同支店で資格取得日がいずれも同年12月1日と記録されているため、同年10月及び同年11月の被保険者記録が無く、また、元従業員の一人は、「終戦後、支店が一時閉鎖され、自宅待機をしていた時期があり、その後、昭和20年12月から再びA社D支店で勤務した。」と陳述しており、このほかに、当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給料台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の給料台帳において確認できる賞与額から、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 4 月 21 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10115	男		昭和37年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	79万9,000円 58万円
10116	男		昭和29年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	32万9,000円 38万3,000円
10117	男		昭和33年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	49万2,000円 36万5,000円
10118	男		昭和37年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	53万1,000円 51万6,000円
10119	男		昭和44年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	79万3,000円 70万7,000円
10120	男		昭和43年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	51万6,000円 34万5,000円
10121	男		昭和41年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	58万4,000円 34万5,000円
10122	女		昭和23年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	43万8,000円 41万円
10123	女		昭和23年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	53万1,000円 39万円
10124	女		昭和29年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	34万5,000円 27万円
10125	女		昭和29年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	34万6,000円 29万7,000円
10126	女		昭和33年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	48万5,000円 38万5,000円
10127	女		昭和30年生		平成19年4月25日 平成19年7月31日	38万6,000円 32万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賞与台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る《申立期間》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10128	女		昭和29年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	40万5,000円 40万6,000円 40万6,000円
10129	女		昭和48年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日	24万円 10万円
10130	女		昭和22年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日	35万円 37万1,000円
10131	女		昭和21年生		平成17年3月31日	32万円
10132	女		昭和25年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	26万5,000円 26万6,000円 26万6,000円
10133	女		昭和22年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	35万円 34万1,000円 34万1,000円
10134	女		昭和19年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	35万2,000円 35万2,000円 35万2,000円
10135	女		昭和23年生		平成17年3月31日 平成20年3月31日	26万5,000円 24万6,000円
10136	女		昭和25年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	24万7,000円 25万円 25万円
10137	女		昭和19年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	17万6,000円 17万6,000円 17万6,000円
10138	女		昭和20年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	18万7,000円 18万6,000円 18万6,000円
10139	女		昭和43年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日	24万1,000円 15万円
10140	女		昭和45年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	25万1,000円 25万7,000円 25万8,000円
10141	女		昭和29年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	30万円 30万,1000円 30万1,000円
10142	女		昭和31年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	60万円 70万円 75万円
10143	女		昭和31年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	24万1,000円 24万9,000円 24万9,000円
10144	女		昭和24年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	28万8,000円 24万9,000円 26万9,000円
10145	女		昭和20年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	17万3,000円 17万4,000円 17万4,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10146	女		昭和24年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	25万1,000円 25万2,000円 25万2,000円
10147	男		昭和32年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	48万1,000円 48万円 48万1,000円
10148	女		昭和50年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	28万円 28万3,000円 28万5,000円
10149	女		昭和48年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	28万円 28万6,000円 26万7,000円
10150	女		昭和43年生		平成17年3月31日	26万8,000円
10151	女		昭和46年生		平成17年3月31日	28万円
10152	男		昭和42年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	38万円 35万3,000円 35万4,000円
10153	女		昭和53年生		平成17年3月31日	23万5,000円
10154	男		昭和48年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	28万円 33万円 33万3,000円
10155	男		昭和49年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	27万5,000円 32万円 33万2,000円
10156	女		昭和35年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	27万2,000円 29万円 29万1,000円
10157	女		昭和53年生		平成17年3月31日	23万9,000円
10158	女		昭和34年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	28万4,000円 28万6,000円 28万7,000円
10159	女		昭和29年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日	26万2,000円 26万3,000円
10160	女		昭和33年生		平成17年3月31日	28万円
10161	女		昭和49年生		平成17年3月31日 平成20年3月31日	28万円 26万3,000円
10162	女		昭和56年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日	22万円 26万円
10163	女		昭和28年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	17万5,000円 19万1,000円 19万6,000円
10164	女		昭和25年生		平成17年3月31日	26万円
10165	女		昭和45年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日	25万円 27万円
10166	女		昭和38年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	26万円 29万円 29万1,000円
10167	女		昭和40年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	17万5,000円 21万4,000円 22万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10168	女		昭和25年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	16万5,000円 17万円 17万円
10169	女		昭和44年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	18万2,000円 26万6,000円 26万8,000円
10170	女		昭和54年生		平成17年3月31日 平成19年3月30日 平成20年3月31日	1万9,000円 23万6,000円 25万1,000円
10171	女		昭和56年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	24万円 25万3,000円
10172	女		昭和48年生		平成19年3月30日	27万円
10173	女		昭和32年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	27万円 27万4,000円
10174	女		昭和54年生		平成19年3月30日	25万4,000円
10175	女		昭和51年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	19万5,000円 19万7,000円
10176	女		昭和27年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	17万円 17万円
10177	女		昭和34年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	17万2,000円 17万3,000円
10178	女		昭和32年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	23万3,000円 23万3,000円
10179	女		昭和46年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	23万4,000円 23万6,000円
10180	男		昭和57年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	20万円 21万3,000円
10181	女		昭和41年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	23万5,000円 24万円
10182	男		昭和43年生		平成19年3月30日	48万8,000円
10183	女		昭和34年生		平成19年3月30日	25万円
10184	女		昭和54年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	19万円 19万3,000円
10185	女		昭和50年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	23万円 24万2,000円
10186	女		昭和53年生		平成19年3月30日	25万円
10187	女		昭和59年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	18万5,000円 19万3,000円
10188	女		昭和51年生		平成19年3月30日	20万円
10189	女		昭和26年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	23万1,000円 23万1,000円
10190	女		昭和54年生		平成19年3月30日 平成20年3月31日	25万円 26万3,000円
10191	女		昭和47年生		平成20年3月31日	23万1,000円
10192	女		昭和59年生		平成20年3月31日	18万円
10193	女		昭和49年生		平成20年3月31日	17万円
10194	女		昭和61年生		平成20年3月31日	15万5,000円
10195	女		昭和59年生		平成20年3月31日	19万円
10196	女		昭和59年生		平成20年3月31日	17万5,000円
10197	女		昭和34年生		平成20年3月31日	24万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10198	女		昭和43年生		平成20年3月31日	24万5,000円
10199	女		昭和37年生		平成20年3月31日	17万円
10200	女		昭和42年生		平成20年3月31日	23万6,000円
10201	女		昭和54年生		平成20年3月31日	24万8,000円
10202	女		昭和38年生		平成20年3月31日	25万円
10203	女		昭和45年生		平成20年3月31日	27万5,000円
10204	女		昭和45年生		平成20年3月31日	12万7,000円
10205	女		昭和25年生		平成20年3月31日	7万円
10206	女		昭和46年生		平成20年3月31日	2万円
10207	女		昭和40年生		平成17年3月31日	28万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：（別添一覧表参照）

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額が、実際の賞与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。A社が申立期間の賞与について、実際の支給額よりも低い額で届け出たので、当該期間について、本来の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10208	女		昭和22年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	36万5,000円 34万2,000円 36万5,000円 34万5,000円 36万5,000円 35万5,000円 18万5,000円 17万7,000円
10209	男		昭和46年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	30万円 20万円 30万円 28万円 31万円 29万円 16万円 14万5,000円
10210	男		昭和43年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	15万円 15万円 17万円 18万円 20万円 20万円 12万5,000円 10万円
10211	男		昭和47年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	30万円 26万8,000円 30万5,000円 28万円 31万円 29万円 16万円 14万5,000円
10212	男		昭和30年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成19年8月10日	20万5,000円 18万5,000円 20万5,000円 19万円 21万円 14万円 7万円
10213	男		昭和21年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	13万円 10万5,000円 14万円 11万円 15万円 12万円 16万円 7万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10214	男		昭和48年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	36万円 35万円 36万円 35万円 36万5,000円 35万円 18万5,000円 17万5,000円
10215	男		昭和43年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	51万円 50万円 51万円 50万円 51万円 50万円 26万5,000円 25万円
10216	女		昭和44年生		平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日	17万円 16万円 17万円 16万円 10万円
10217	男		昭和48年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	32万5,000円 29万円 33万円 30万5,000円 34万円 33万円 18万円 16万5,000円
10218	男		昭和26年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	13万円 10万5,000円 15万円 11万円 15万5,000円 12万円 16万5,000円 7万円
10219	男		昭和18年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	16万円 14万円 16万5,000円 14万5,000円 16万5,000円 14万5,000円 16万5,000円 7万2,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10220	男		昭和54年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	27万5,000円 26万5,000円 28万円 28万円 31万円 29万円 16万円 14万5,000円
10221	男		昭和21年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	30万円 30万円 30万円 30万円 30万円 30万5,000円 15万2,000円 15万2,000円
10222	女		昭和52年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	21万円 20万円 23万円 21万円 24万円 21万5,000円 26万円 10万7,000円
10223	女		昭和55年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	20万円 19万5,000円 22万円 20万円 23万円 20万5,000円 24万円 10万2,000円
10224	女		昭和39年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	53万円 44万円 53万5,000円 45万円 55万5,000円 45万5,000円 28万円 22万5,000円
10225	男		昭和30年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	53万5,000円 44万円 54万円 45万円 56万円 45万5,000円 28万2,000円 22万2,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10226	男		昭和48年生		平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	3万円 8万円 10万円 13万円 5万7,000円
10227	男		昭和57年生		平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	8万円 12万円 12万円 18万円 7万円
10228	女		昭和54年生		平成19年8月10日	4万円
10229	女		昭和52年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	20万円 16万円 10万円 6万円
10230	女		昭和54年生		平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	8万円 10万円 5万7,000円
10231	男		昭和52年生		平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	8万円 12万円 6万円
10232	女		昭和50年生		平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	10万円 13万円 12万円 17万円 7万円
10233	女		昭和50年生		平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	5万円 9万円 10万円 14万円 6万円
10234	女		昭和51年生		平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	8万円 12万円 12万円 18万円 7万円
10235	女		昭和55年生		平成19年8月10日	4万円
10236	男		昭和61年生		平成19年8月10日	2万円
10237	女		昭和52年生		平成15年12月22日 平成16年8月11日 平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	29万5,000円 28万5,000円 31万円 29万円 32万円 29万5,000円 16万5,000円 14万5,000円
10238	女		昭和54年生		平成16年12月22日 平成17年8月25日 平成17年12月26日 平成18年8月31日 平成18年12月27日 平成19年8月10日	11万円 13万円 16万円 14万円 21万円 8万2,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間、59年4月から60年3月までの期間及び同年5月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで
③ 昭和60年5月から平成4年3月まで

私は、結婚後の昭和47年頃にA市役所の職員から国民年金の加入を勧められたのを契機に夫婦同時に加入手続を行い、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私の妻は、B市に転居した昭和54年以降、自宅に送られてきた納付書を使って、国民年金保険料を銀行又は郵便局で毎月納付していたと話している。

私の妻は、昭和54年から住宅ローンの返済及び57年頃から平成4年頃まで両親への仕送りを行っており、一時的に昭和58年度の国民年金保険料の免除申請を夫婦で行った記憶はあるが、申立期間①及び②の頃は、生活は安定していたので、免除申請していた記憶はない。

また、私の妻は、自身が厚生年金保険に加入していない期間は夫婦二人分を同時に毎月納付書で納付し、厚生年金保険加入時は私の保険料だけを納付してきたと話している。しかし、私の申立期間①及び②については免除、申立期間③は未納の記録とされており、納付できない。私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市からB市に転居した昭和54年7月以降は、昭和58年度の申請免除期間を除き、申立人の妻が毎月継続的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻に係る特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿

を見ると、夫婦は申立期間①以前の昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合しない上、夫婦共に申立期間①及び②を含む同年 4 月から 60 年 3 月までの保険料を申請免除されていること（申立人については、平成 5 年 4 月及び同年 10 月に昭和 58 年度の保険料を追納）が確認できる。

これらの状況から、申立人及びその妻は、昭和 55 年 7 月以降経済的に厳しい状況にあったことが推定できる。

また、B 市は、申請免除期間に係る国民年金保険料の納付書を被保険者に送付する取扱いはなかったと説明しており、申立人の妻が自宅に送られてきた納付書を使って毎月定期的に保険料を納付してきたとする陳述は不自然である。

さらに、申立人及びその妻に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦共に申立期間③直前の昭和 60 年 4 月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立期間については夫婦共に未納の記録とされていることが確認できる。

加えて、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間③直後の平成 4 年 4 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料を申請免除されていることが確認でき、この時期まで経済的に厳しい状況であったことがうかがえる。

また、申立期間③は 83 か月と長期間であり、これだけの長期間、社会保険事務所（当時）及び B 市が事務的過誤を繰り返し、申立人及びその妻の納付記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成3年3月までの期間並びに同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年1月から平成3年3月まで
② 平成3年8月及び同年9月

私は、A市（現在は、B市）役所で国民年金の加入手続を行ったと記憶しているが、手続の時期及び国民年金加入のきっかけについて詳細は覚えていない。

私は、昭和51年1月から自営業を始め、当時は家族でC市D町（現在は、B市）に住んでいたが、事業で負債が生じたため52年10月から平成5年5月まで私の住民票だけ実家のあるA市に移し、妻及び子供は、昭和56年3月から平成3年12月までC市E町に住民票を置いていた。しかし、実際はC市E町で一緒に生活し、私だけ仕事場がある実家に通っていた。

私は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後の手続は全て会社が行うと考えてきたので、会社を退職後、自身で国民年金への切替手続をした記憶はないが、会社を退職後の昭和63年1月から平成3年9月までの夫婦の国民年金保険料は私の銀行口座から口座振替で納付してきた。しかし、資金繰りが苦しいときは、口座が残高不足で振替ができず、後に夫婦二人分の保険料を小切手で同時に支払ったと記憶している。

私は、昭和63年1月以降、仕事の資金繰りに困り、妻も同年から平成4年頃まで働いて生活してきたので、税金を滞納した時期もあり、自身の国民年金についても催告が数回あったと記憶しているが、申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の銀行口座から口座振替又は小切手で夫婦の保険料を納付していたと思うので、私の申立期間の納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 63 年 1 月以降に A 市で国民年金の再加入（種別変更） 手続を行い、同年 1 月以降の申立人とその妻の国民年金保険料を申立人名義の銀行口座からの振替により納付してきたと申し立てている。

しかし、国民年金の口座振替を行ったとする申立人の銀行口座を確認できない上、申立期間①及び②を含む昭和 63 年 1 月から平成 3 年 9 月までの国民年金保険料を完納している申立人の妻が口座振替による保険料納付を行っていた事実も確認できない。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①の納付記録が欠落していることが確認できるところ、B 市は、「昭和 63 年 3 月 1 日までに A 市で国民年金へ種別変更手続をされたので、申立人の台帳を更新したものであるが、その後、申立人の納付が確認されなかったため、申立期間の納付記録欄は作成されず、同市で納付が確認できる平成 3 年 4 月以降の納付記録のみ存在している。」と説明しており、申立人が同町で申立期間①の国民年金保険料を納付した事実を確認できない。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②に挟まれた平成 3 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦共に申立期間②直後の 4 年 1 月から同年 3 月までは未納、同年 4 月から申請免除の記録が確認できることから、この時期申立人は経済的に厳しい状況にあったことがうかがえる。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付している申立人の妻は、申立人に係る保険料納付に関与しておらず、申立期間当時の記憶がないと陳述しており、同期間の納付状況を確認できない。

また、申立期間①は 39 か月と長期間であり、これだけの長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から55年3月まで

私が里帰り出産中の昭和53年1月6日に、私の夫が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。以降は、A市役所から送られてくる国民年金保険料の納付書を使用して、金融機関で納付した。

私は私自身の国民年金保険料、夫は夫自身の保険料のみを納付することもあれば、夫婦二人分の保険料を私又は夫がまとめて納付したこともあった。自営業をしており、早朝及び休憩時間中に金融機関に行くことは可能であった。申立期間の領収書については、夫の分はあるが私の分は廃棄してしまっており今はもう無い。督促が来た記憶もなく、申立期間は納付済みだと思っていた。

申立期間の国民年金保険料が、夫は納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのは納付できない。親から国民年金保険料は必ず納付するように言われていたこともあり、納付を続けてきたし、子どもには学生期間も含め、納付させている私に未納があるとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月6日に、申立人の夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年1月以降の国民年金保険料については同市役所から送付された納付書により、申立人又はその夫が納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和53年度、54年度及び55年度に社会保険事務所（当時）が催告を行っている記録が確認でき、少なくとも52年度、53年度及び54年度の国民年金保険料が現年度納付されていなかったものと推定できる。しかし、申立人及びその夫は、当該年度の保険料をA市役所から送付された納付書により現年度納付しており、督促を受けて過去の未納

保険料を納付した記憶はないと陳述しており、特殊台帳の記録と符合しない。

また、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を現年度納付したことを示す領収証書を全て保管していることが確認でき、このことは同人に係るA市の国民年金被保険者名簿に当該期間の納付記録があることと符合している一方で、申立人は申立期間に係る領収証書を保管しておらず、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿に当該期間の納付記録が無いことと符合していることから、保険料を納付していたことをうかがうことができない。

さらに、申立人は、申立期間中に出産のため帰省をしたと説明しているが、申立人の帰省期間中に申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、加入手続及び保険料の納付についての記憶はないとしている上、申立人は、帰省先から戻ってからの申立人自身による納付についても不明であるとしており、当時の納付状況を確認できない。

加えて、申立期間は、31か月に及ぶ長期間であり、社会保険事務所及びA市において事務的過誤が繰り返され、納付記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成元年3月までの国民年保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、同年4月から2年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から平成元年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

会社を辞めた後、昭和61年2月に税金の還付のはがきが届いたので翌月の同年3月にA市役所に手続に行った際、強制的に国民年金に加入させられ国民年金保険料を納付した。その後、毎年3月に所得税とともに保険料を一括で納付していた。

平成2年1月中に入院となり、退院後の同年3月に市役所で平成元年度の国民年金保険料の免除手続を行った。

私が現在所持している「1986年、1989年及び1990年」の3冊のスケジュール帳には、国民年金保険料及び免除についての記載が有る。

申立期間が納付済み及び免除ではなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎年3月に一括納付し、平成2年2月には申立期間②の保険料免除の手続を行った。これらの保険料及び免除についての記載が所持するスケジュール帳にあるため、申立期間が未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、申立人がA市役所に提出した国民年金被保険者関係届書を見ると、平成19年11月5日に、厚生年金保険の資格を喪失した昭和60年5月25日まで遡って国民年金の資格を取得していることが確認でき、61年3月に国民年金の加入手続を行ったとする申立

内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の基本情報画面には国民年金手帳記号番号の記載は無く、基礎年金番号の付番年月日が年金手帳交付日と同日の平成19年11月26日と記録されていることから、申立期間が国民年金の加入期間として記録されたのは、基礎年金番号が付番された時であり、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していなかったことが分かり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の所持する1986年（昭和61年）のスケジュール帳には、3月7日の欄に「年金 6740×9」と記載されているが、昭和60年度の未納期間は昭和60年5月から61年3月までの11か月と未納月数が一致しない上、1990年（平成2年）のスケジュール帳には、3月13日の欄に「年金 免除 元年 7700」との記載があるが、7,700円は昭和63年度の保険料額であり、平成元年度の保険料額である8,000円と一致しないなど、記載内容が当時の状況と符合せず、これらの記載をもって保険料納付及び申請免除したことをうかがうことはできない。

加えて、申立人は平成2年3月に元年4月まで遡って申立期間②の国民年金保険料の免除手続を行ったと陳述しているが、当時は、制度上、申請免除は申請を行った月の前月までしか遡ることはできなかった上、免除の申請を行うと3か月ないし4か月後に審査の結果が郵送される上、免除が認められても納付書は毎年4月に郵送されるため、2年3月13日以降、納付書及び通知書は一切送られてこなかったとする申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立期間①は47か月と長期間であり、申立期間②を含め、このような長期間にわたり事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付又は免除することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年9月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年9月まで
② 昭和46年10月から50年3月まで

私は、昭和45年11月にA市B区役所に行き、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納めていた。

昭和46年10月に結婚した後は、夫が夫婦の国民年金保険料を口座振替で納付していたので、申立期間②の保険料も納付しているはずだ。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月に国民年金の加入手続を行い、自身で申立期間①の国民年金保険料を納付し、46年10月に結婚した後は申立人の夫が手続を行い、申立期間②の保険料を申立人の夫が口座振替で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和50年9月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、C市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日の原因等の欄に「50. 7. 21」の印が確認できることから、国民年金の加入手続を同年7月に行ったと推定され、申立人が45年11月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、昭和50年7月の加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付に関する状況を覚えていないと陳述しており、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できな

い。

さらに、夫婦で国民年金保険料を納付したとする申立期間②については、昭和50年7月に夫婦で加入手続を行った時点において、申立期間②のうち、46年10月から47年12月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、結婚後の夫婦の国民年金の手続及び保険料の納付について直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の夫は既に亡くなっているため、当時の状況は不明であるとともに、申立人の夫も申立期間②の保険料は未納の記録となっている。

加えて、結婚後の国民年金保険料は毎月口座振替により納付していたと陳述しているが、C市の口座振替導入時期は昭和51年7月である上、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿には52年4月から口座振替開始の記載がある。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年12月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、自宅に来ていた役所の連絡係である市の役員に、私と前妻の国民年金の加入手続をしてもらった。義母が、私たち夫婦二人分の国民年金保険料及び国民健康保険料の合計1,500円を毎月納付していたと思う。納付したときに判取帳のようなものに判を押してもらっていた。また、月によっては分割払をするときもあったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は覚えていないが、申立期間当時に居住していた市の役員が申立人及びその前妻の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を申立人の義母が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和46年2月22日に国民年金に強制加入していることが確認できるが、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない上、申立期間当時に居住していたとするB市には、申立人の国民年金被保険者名簿の存在は確認できない。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の前妻の国民年金の資格について、オンライン記録並びにA市及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人と同様に昭和46年2月22日にA市で国民年金に強制加入していることが確認できるが、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与

しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の義母も病気のために当時の保険料納付について確認することはできない上、申立人の前妻及び義父並びに当時の市の役員は既に死亡している。

加えて、申立期間は 49 か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5462 (事案 699 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から50年12月まで

前回の年金記録確認第三者委員会からの通知以降、特に新たな資料が出てきたわけではないが、昭和37年から国民年金保険料をきちんと納付しているはずであり、13年以上も未納となっていることに納得できない。

私の元妻の納付記録を見ると、申立期間は納付済みとなっており、元妻も夫婦二人分を同時に納付していたと証言してくれている。

一般常識で考えて、A市の担当者がこれだけの長期間未納にしていることを放置していたとは考えられない。元妻と結婚した昭和40年6月以降は、元妻が私の分と一緒に保険料を納付していたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和40年6月以降、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと陳述している申立人の元妻の納付記録を見ると、元妻は42年4月から46年6月までの期間及び50年7月から同年12月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、自宅に集金人が来ていたとする申立内容と符合しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、53年1月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同払出簿の払出時点において、申立期間の保険料は時効により制度上納付することができない。ii) 申立人は、第3回特例納付実施期間中(昭和53年7月から55年6月まで)に、申立期間の保険料を一括納付した記憶は無いと陳述している。iii) 申立人の元妻の手帳記号番号の払出時期をみると、41年12月であることが手帳記号番号払出簿により確認でき、結婚した40年6月当時申立人が既に国民年金に加入していたので自分も加入したとする申立人の元妻の陳述と符合しない。iv) 申立人に係る特殊台帳の納付記録を

見ると、申立期間直後の51年1月から52年9月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、一方、申立人の元妻に係る特殊台帳の納付記録を見ると、申立期間直後の51年1月から52年3月までの期間及び53年4月から同年7月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人及びその元妻は、常に一緒に保険料の納付をしていたわけではないと考えられる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上述の通知内容に納付できないとして、20歳になった昭和37年*月以降の国民年金保険料については、申立人又はその元妻が継続して納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、申立人の元妻から申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな陳述は得られなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び払出簿検索システムによる検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがえる事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月及び同年6月

私の母親によると、平成8年5月頃、役所から国民年金保険料の納付を促す通知が届いたので、通知が届いてから2か月ないし3か月後に、母親が市の窓口で私の国民年金の加入手続を行ったということである。

その際、母親は、私がまだ学生で収入も無かったため、当面の国民年金保険料の納付を猶予する制度がないか、役所の窓口で尋ねたが、女性職員から「そんな制度は無く、親が代わりに納付する様に。」と説明されたことから、初回納付時に、その時点での未納保険料を数か月分遡って納付して、それ以降に定期的な保険料の納付を開始したとしている。

初回納付時に母親がまとめて納付した国民年金保険料額及びその保険料が具体的に何月分の保険料だったかについては、今となっては定かでないが、母親からは、初回納付時に加入当初からの保険料は全て納付していると聞いており、申立期間が未納期間とされていることには納得できない。調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年5月頃から、2か月ないし3か月程度経過した同年7月又は同年8月頃に、申立人の母親によって国民年金の加入手続が行われたと主張しているが、申立人の年金手帳は、同手帳の交付年月日欄から、10年8月10日に交付されていることが確認できることから、申立人については、この時期に加入手続が行われたものと推認できる。この場合、当該加入手続時点において、申立期間に係る国民年金保険料は、制度上、時効により遡及納付することができない。

また、申立人は、申立人の母親が、平成8年7月又は同年8月の加入手続時

に初回の国民年金保険料を納付したとしているが、9年1月の基礎年金番号制度導入前の時期に保険料を納付するためには、制度上、当該納付時点で申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。そこで、未統合記録の有無を検証するため、申立人の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したほか、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録についてオンライン記録を見ると、i) 申立期間の直後期間に当たる平成8年7月から10年3年までに係る保険料が、同年8月31日付けで一括して過年度納付されていること、ii) 同年4月から同年7月までに係る保険料についても、前述の過年度納付と同日付けで現年度納付されていることが確認でき、i) における過年度納付の開始月は、上記過年度納付時点において、制度上、最大限に遡及納付可能であった月に当たっていることから、申立人については、同年8月に加入手続がなされ、同月中に遡及納付可能な限りの期間について、保険料納付がなされたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5464

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から6年2月まで
学生も国民年金への加入及び国民年金保険料の納付が義務化されたため、平成3年4月頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれた。領収書は受け取っていたが今は残っていない。私が勤め先から年金手帳を提出するように要請されたとき、母親から初めて私の手元に年金手帳が渡されたように記憶している。申立期間については、母親が保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は8年4月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている被保険者の資格取得日及び第3号被保険者に係る事務処理日から、申立人に係る加入手続が行われた時点は、同年3月及び同年4月頃と推認される。この場合、申立内容とは一致しない上、この時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年12月まで

市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を持参してA市役所へ行くと、「学生の場合は加入が任意なので、卒業する頃に改めて納付書を送る。」と言われたので、その時はまだ加入せず、保険料は納付しなかった。それから何年か後、時期は覚えていないが、再び市役所から納付書が送られてきたので、市役所で加入手続を行った。その際、加入前の期間について保険料を遡って納付するようにとの職員の勧めに従って、加入前の期間の納付書を発行してもらい、それ以来、申立期間の保険料を分割して遡って納付していた。初回の納付は私自身が行ったが、それ以降は私がいつも保険料を母親に預けて納付を依頼していたので、納付状況の詳細は私には分からない。しかし、母親は申立期間の保険料を主に市役所で継続して欠かさず納付していたはずであり、その期間が未納とされているのは納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月に払い出されている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳によると、受付日が同年8月6日である旨記載されていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間については未納期間である旨記載されていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、当時の申立人の住所地における国民年金手帳記号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は52か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が継続して発生することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は加入手続前の期間の国民年金保険料を分割して遡及納付するとともに、これと並行して加入手続後の期間の保険料を現年度納付したと主張しているところ、特殊台帳及び同市の国民年金被保険者台帳によると、上記のとおり、加入手続が行われたものと推認される時点において過年度納付が可能であった昭和54年1月から56年3月までの保険料について、同年9月以降、おおむね3か月ごとに、いずれも時効直前に納付されている上、これと並行して昭和56年度以降の期間の保険料については現年度納付されていることが確認できることから、申立人が当該期間と申立期間を錯誤している可能性も考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から11年3月まで

私は今まで国民年金は満額支給されているものと思っていたが、最近送られてきたねんきん特別便によると、国民年金の加入月数48か月に対して納付済月数は26か月しかないと言われており、非常に驚いた。申立期間については、市役所からの度々の督促を受けて、納付時期は定かではないが、平成9年6月から10年3月までの期間及び平成10年度の2期間に分けて市役所で遡って一括納付したことを覚えている。また、60歳になって市役所で年金受給について説明を受けた際、市の職員から、私の場合、昭和14年*月生まれなので年金への加入は38年だけで良かったのに、国民年金保険料を余分に納付している分があるが、この過払い分については制度上還付ができず、年金支給額に若干加算される見込みであるとの説明を謝罪とともに受けたことも覚えている。このように納め過ぎていた分があるほどであるのに、逆に22か月も未納期間があると知らされ、非常に困惑している。申立期間の保険料は確かに納付したことを覚えているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、市役所からの督促を受けて、平成9年6月から10年3月までの期間及び平成10年度の2期間に分けて、納付時期は定かではないものの、いずれもA市役所で遡って一括納付したとしているが、A市によると、申立期間の当時、市役所の窓口では過年度保険料を収納していなかったとしている上、A市の国民年金被保険者名簿及び収納履歴情報によると、申立期間について保険料が納付されたことをうかがわせる事跡は確認できず、オンライン記録の内容と一致している。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、そのほか当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年7月まで

国民年金への加入勧奨状が届き、父からも加入を強く勧められたため、あらかじめ必要書類等を問い合わせた上で、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付については、1か月1万円程度の保険料を両親からもらい、区役所の窓口及び金融機関で、まとめて納付したと思う。

昭和60年8月に、C組織に採用された際に、国民年金から共済組合への資格変更が必要となるため、国民年金手帳を同組織の担当者に手渡した記憶がある。

また、申立期間当時の年末調整の支払明細書を所持している。それを見ると還付額が大変多いことから、国民年金保険料を一括で納付していたことの証明になるかと思う。

申立期間の国民年金保険料を私が納付したのは間違いないので、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は認められない。

また、申立人は、昭和60年8月に、C組織に採用された際に、国民年金からD共済組合への資格変更手続が必要となるため、国民年金手帳を同組織の担当者に手渡した記憶があると陳述しているものの、同共済組合では、基礎年金番号制度が発足する平成9年4月以前においては、厚生年金保険及び国民年金とは全く別扱いであり、他制度に係る年金手帳の提出を求めるなどの事務処理

は行っていなかったと説明している。

さらに、C組織に対して、申立人に係る個人記録の内容確認を求めたところ、申立人が国民年金に加入したことを示す記録は無い旨の回答があった。

なお、C組織では、申立期間当時、職員採用時に同組織独自に年金手帳の提出を求めるなどの運用を行っていたか否かについては不明であるともしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月及び63年3月から平成5年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月
② 昭和63年3月から平成5年12月まで

はっきりとは覚えていないが、国民健康保険の加入手続をした際に、国民年金についても一緒に手続をしていると思う。

しかし、自分で手続をしたのか、母が代わりに手続をしてくれたのかは分からない。

申立期間の国民年金保険料は、自分で納付したと思うが、納付書を使用して納付したのか、口座振替で納付したのか、はっきりとは覚えていない。また、母が代わりに納付してくれたかもしれない。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成6年10月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年11月あるいは同年12月頃に払い出されたと推認され、申立期間は、国民年金未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳記載の国民年金被保険者資格の取得日も平成6年10月1日となっており、オンライン記録と符合している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は合わせて5年11か月に及んでおり、これほど長期間に

わたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月8日から40年1月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社でC職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び登録カードから、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、C職は入社後に数か月間の研修期間が有り、研修期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と回答しており、同社健康保険組合も「C職の場合、4か月あるいは5か月間の研修期間が有り、研修期間経過後に厚生年金保険と健康保険に加入させていたと聞いている。」と陳述している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員7人に照会し4人から回答を得たが、うち2人は、「A社B支店ではC職として勤務していたが、C職には研修期間が有り、その間は厚生年金保険には加入していなかった。保険料控除もされていないと思う。」旨陳述しているところ、当該2人は、各人が記憶する入社時期から約4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から同年12月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店(現在は、C社)で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。学校を出てすぐに同社B支店に就職し、2年ないし3年間働いた。女性が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年10月以降は、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料は無く、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については確認できない。」としており、事業所から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元女性従業員11人に照会し4人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月1日から同年8月1日まで
② 昭和28年1月3日から30年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、昭和23年頃からA社で勤務し、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったが、26年1月頃に社長が、「厚生年金保険を掛けてあげる。」と言って手続をしてくれたことを覚えているのに、同社での加入記録が同年8月からしかない。

申立期間②については、A社を退職後、すぐにB社に入社し、保険料を控除した残りと言われて給料をもらっていたので、保険料は控除されていたはずであるのに、同社での加入記録が昭和30年11月からしかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の昭和27年当時の履歴書及び元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時もA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和26年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、昭和28年1月1日に適用事業所ではなくなっており、元事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が

厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している元従業員 19 人のうち連絡先の判明した者 7 人に照会し 5 人から回答を得たところ、そのうち 2 人は、「昭和 26 年 8 月頃に健康保険被保険者証を会社からもらったと思う。」としている。

申立期間②については、元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においても B 社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和 30 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B 社は、平成 8 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできない

さらに、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員の一人は、「私が入社した昭和 28 年当時は、会社は厚生年金保険に加入していなかったことから、社長にお願いして 30 年 11 月に社会保険の加入手続きが行われた。それから保険料が控除され始めた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月中旬から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では同社B支店と同社C本社でD職として勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 36 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、申立期間当時に経理担当者であったとする者は、「申立期間当時、A社では従業員の出入りが激しかったため、数か月間の試用期間があった。」と陳述しており、別の複数の元従業員も同様の陳述をしていることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、昭和 35 年 6 月から同年 8 月までの期間に被保険者資格を取得している者 15 人について、資格取得日が遡及して訂正されていることが確認できるところ、前述の経理担当者であったとする者は、「遡及訂正の理由は覚えていないが、当時、A社の経営状態は悪く、資金繰りが悪化していた。そのため、資格を取得させていない者が存在したかもしれず、そのような者で社会保険事務所の総合調査時に在籍していた者は遡及訂

正されたと思われるが、総合調査時までには退職した者の中には、厚生年金保険に未加入のままであった者が存在したかもしれない。ただし、そのような者は、保険料控除していなかったと思う。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日まで
③ 平成 9 年 8 月 25 日から同年 9 月 1 日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、それぞれ乗船勤務した期間のうち、勤務当初の加入記録が無い。

いずれの期間も船員手帳に乗船の記録が有るので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の船員手帳の記録から、申立人がA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成4年に船員保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、「D部門は約20年前に廃業し、その際に人事記録等の書類も処分した。」としているため、同社から申立人の申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和41年11月1日から42年8月1日までの期間に資格を取得した者39人（申立人を含む。）のうち27人が1日付けで資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において被保険者記録の有る元船員は、「船員保険の資格取得日は昭和42年6月1日となっているが、船員手帳の雇入年月日は同年5月18日である。」と陳述しており、別の元船員も、「船員保険の資格取得日は昭和41年12月1日となっているが、船員手帳の雇入年月日は同

年11月28日である。また、試用期間は1か月程度有った。」と陳述していることから、A社では、申立期間当時、入社月の翌月1日付けで加入させる等、必ずしも入社後すぐには全ての船員を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人提出の船員手帳の記録から、申立人がB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「平成10年以前の賃金台帳等の資料は廃棄した。」としており、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

また、オンライン記録において、平成7年及び8年にB社で被保険者資格を取得し連絡先の判明した24人に照会し回答の有った15人のうち7人は船員手帳を所持しており、そのうち6人は、「船員手帳の雇入年月日と資格取得日は一致している。」としている。

一方、船員手帳の雇入年月日とオンライン記録の資格取得日が相違している元船員一人（船員手帳の雇入年月日は平成7年5月30日、資格取得日は同年6月1日で2日間の相違）及び申立人（船員手帳の雇入年月日は平成7年11月28日、資格取得日は同年12月1日で3日間の相違）については、いずれも雇入日が月末近くの時期であるところ、B社の総務担当者は、「平成7年当時の給与の締切日、支払日は不明であるが、現在は月末締めで、その月の末払としており、船員保険料は当月控除であるが、申立期間と変わっていないと思う。」と陳述していることから、同社では、申立期間当時、雇入月の翌月1日付けで加入させる等、必ずしも入社と同時に全ての船員を船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、B社に係る船員保険被保険者名簿において、平成7年2月10日から8年11月1日までの期間に資格を取得した者30人（申立人を含む。）の取得日をみると、このうち12人（申立人を含む。）が1日付けで資格を取得していることが確認できるほか、22日から月末までに被保険者資格を取得している者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できるところ、申立人は、「自分で市役所に行って加入手続をした。」旨陳述している。

申立期間③については、申立人提出の船員手帳の記録から、申立人がC社で勤務していたことが確認できる。

しかし、C社の元代表取締役は、「船員として入社した者は本人の承諾を得て、翌月の1日付けで船員保険に加入させていた。月の途中で入社した者に対しては船員保険に加入するまでは病気、けがをしないように注意したことを覚えている。また、C社の給与締切日は月末であったが、支給日は当月26日に早渡しという形で支給していたので、月の途中で入社した者には船員保険料の

控除はしていなかった。」と陳述しているところ、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日の前後5年の間に資格を取得した者18人（申立人を含む。）の資格取得日を調査したところ、必ずしも全員が1日付けで加入してはいないが、12日から30日までの期間に資格を取得している者は確認できない。

また、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できるところ、申立人は、「自分で市役所に行って加入手続をした。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 28 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元事業主の名前と事業所の所在地がA社に係る商業登記の記録と一致すること、及び申立人が記憶する元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立期間当時の代表取締役は既に死亡している上、B社の代表取締役は、「A社の資料は残っておらず、申立期間当時のことは分からない。」旨陳述しており、同社等から、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社の代表取締役は、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 31 日までは別の事業所において被保険者資格を有していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年頃から 44 年までの期間のうちの 2 年間
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A 市 B 区にあった C 社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に C 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとする C 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名及び同僚二人の名字を記憶しているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人の C 社における雇用保険の加入記録は確認できず、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 40 年 6 月 3 日まで
ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社に勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 56 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、回答のあった申立人と同職種の者 2 人を含む 3 人について、同人たちが記憶する自身の入社日と資格取得日を比較したところ、いずれの者も自身が記憶する入社日の 3 年から 3 年 10 か月後までに資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月から 39 年 9 月 21 日まで
② 昭和 55 年 6 月から 62 年 6 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、申立期間中の昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 1 日までの期間であり、申立期間のうち、その前後の期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主及び申立人が氏名を記憶している同僚は所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 3 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間のうち、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月以後は国民年金に加入しており、申請により保険料納付が免除されていることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社の後継事業所に当たるとするC社は、「申立期間当時の関連資

料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の状況は不明である。」としている上、申立期間当時の事業主は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、オンライン記録において、申立期間にB社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員に照会し、7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間より前の昭和48年2月1日から同年3月25日までの期間にB社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該期間における雇用保険の加入記録も確認できるところ、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から29年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB職として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人が同社の責任者であったとする者二人の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人が、A社及びその前後に勤務した事業所のいずれにおいても自身と同じ期間勤務したとしている同僚についても、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、申立人と同じB職であったとする元従業員二人のうち一人は、「入社半年後に厚生年金保険被保険者となっている。」と陳述しており、ほかの一人は、「A社には7年ないし8年勤務したと思うが、厚生年金保険の加入記録は5年2か月しかない。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10249（事案 4094 及び 7580 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

また、前回の上記第三者委員会への再申立てに当たって、新たな資料として、厚生年金保険被保険者証 2 枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出したが、当該資料は、当初委員会に提出された資料と同一内容であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、社会保険事務所の管理する A 社の事業所記号番号が申立期間前後ですり替わっていることを示す資料を提出し、併せて、同社に勤務していた同僚の氏名を挙げるので、当該同僚の年金記録を照合の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚及び A 社の所在地付近で事業を行っていた事業所の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間も A 社に継続して勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人は、申立期間当時、同社において、経理及び社会保険（厚生年金保険、健康保険）の事務全般の業務に従事していたと陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及びその弟は、昭和 47 年 8 月 1 日に資格を喪失し、48 年 4 月 1 日に資格を再取得していること、及びその他の従業員の資格は継

続していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、何らかの事情により、自身及び親族である申立人の弟についてのみ資格の喪失及び再取得の届出を行ったものと考えられる、ii) 申立人の父である申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない、iii) 前回の再申立て時に新たな資料として申立人が提出した資料は、初回の申立て時に申立人が提出した資料と同一内容であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 4 日付け及び 22 年 9 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間前後の A 社に係る事業所記号番号がそれぞれ記載された資料を提出しているが、当該資料は、オンライン記録を印字したものであり、前々回及び前回の申立てにおいて当委員会で確認した資料と同一内容である。

また、申立人は、当該提出資料について、「同一事業所で勤務していたのに、申立期間前後で事業所記号番号が異なっているのはおかしい。」と主張するが、オンライン記録によると、A 社は、昭和 63 年 10 月に所在地変更に伴って事業所記号番号が変更されており、日本年金機構 B 年金事務所は、「被保険者記録における事業所記号番号は、資格喪失時のものが表記されることとなっている。」としているところ、同社で被保険者資格を取得している全 28 人の被保険者記録における事業所記号番号も、資格喪失時のものが記載されており、同記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間当時の同僚の氏名を挙げるので、同人の年金記録を照合すべきである。」旨主張するが、当該同僚の年金記録は、前々回及び前回の申立てにおいて当委員会で確認しており、また、当該同僚は、「申立期間当時のことは、よく覚えていない。」と陳述していることから、同人から申立期間当時の保険料控除の状況等を確認することはできない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 44 年 4 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社B支店には、昭和43年12月から5か月ぐらい勤務した記憶が有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B支店は、「当支店で保管している申立期間当時の厚生年金台帳を見ても、申立人の名前は確認できず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にA社B支店で被保険者記録の有る元従業員に照会し23人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立期間にA社B支店で厚生年金保険に加入している元従業員の一人は、「私は、高校を卒業後、正社員としてA社に入社したので厚生年金保険に加入しているが、申立期間当時、パート従業員及び臨時社員は加入していなかったように思う。」と陳述しているところ、同社人事総務部も、「仮に、申立人が申立期間当時に当社B支店で勤務していたとしても、臨時採用であったのではないか。臨時採用の従業員は、現在でも厚生年金保険に加入させないケースが多々ある。」としている。

加えて、A社人事総務部は、「仮に、申立人が申立期間に当社で厚生年金保険に加入していたのであれば、C厚生年金基金にも加入しているはずであるが、

同厚生年金基金においても申立人の加入記録は確認できない。」としている。

また、申立人のA社B支店における雇用保険の加入記録も確認できず、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年から 31 年 10 月までの期間のうち約 1 年間
ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社で勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 33 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、元従業員の一人が社会保険事務担当者であったと記憶する者二人のうち、連絡先が判明した一人に照会したが、同人は、「当時のことは分からない。」と陳述しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、自身の入社日について回答のあった4人について、同人たちが記憶している自身の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日を比較したところ、いずれの者も入社日の7か月ないし1年9か月後に資格を取得しているほか、当該4人のうちの1人が入社時期を記憶しているほかの元従業員3人についても、入社時期の7か月ないし1年4か月後に資格を取得していることから、申立期間当時、同協同組合では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

ここれらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 23 日から 32 年 6 月 15 日まで
ねんきん特別便により、夫がA社及び同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。夫は申立期間も同社等で正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間も継続してA社及び同社の関連会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社並びに同社の関連会社であるB社、C社及びD社は、いずれも昭和40年までに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、申立期間以前から厚生年金保険の適用事業所であったA社及びB社で被保険者記録の有る複数の元従業員は、「当該両社は、昭和31年頃に倒産した。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、A社は昭和31年6月1日に、B社は同年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、その他の関連会社であるC社は同年10月1日に、D社は32年6月15日に適用事業所となっていることから、申立期間のうち、31年6月2日から同年9月30日までの期間については、A社並びに同社の関連会社は、いずれも適用事業所ではない。

さらに、申立期間の始期まで申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和31年3月23日に申立人を含む18人が資格を喪失しているところ、このうち1人がC社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に、また、もう1人が32年6月1日に同社で資格を取得しているものの、申立人を含む6人が、D社が適用事業所となった同年6月15日に資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

加えて、i) 前述の6人のうちの1人が、「B社が倒産したときに一旦退職し、D社が設立されたときに同一地の工場に再入社したが、退職時にも再入社時にも、申立人は同工場の責任者として勤務していた。」と陳述している、ii) 前述のB社で資格を喪失した申立人を含む18人の従業員は、資格喪失時に唯一の適用事業所であったA社で資格を取得していない、iii) 当該18人の従業員のうち、C社で資格を取得している2人は、その後、D社では資格を取得していないことから判断して、申立人は、B社で資格喪失後も同社の所在地で勤務し、D社が適用事業所になると同時に同社で再び資格を取得したと考えるのが自然である。

また、申立期間前後にA社又は同社の関連会社で被保険者記録が有り、申立期間当時もそれらの事業所に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、「申立期間当時に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と陳述している。

さらに、申立期間の一部において適用事業所であったA社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10253(事案 5889 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 9 月 15 日まで

私は、昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 9 月 15 日まで、A社において、正社員のB職として勤務していた。

当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受け取った後、申立期間後の事務担当者から、当時の新たな事務担当者の名前及び事務引継の際に保険料を滞納していた時期があったことを聞いたので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 50 年 5 月に入社した申立人と同職種の同僚は、入社 10 か月後の 51 年 3 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、ii) 当時の事業主は既に死亡している上、事務担当者であった女性従業員は上記被保険者名簿に加入記録が無く、所在が不明であるほか、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間後の事務担当者から、当時の新たな事務担当者の

名前及び事務引継の際に保険料を滞納していた時期があったことを聞いたので、再度調査してほしいと申し立てていることから、改めて、申立期間後の事務担当者に事情照会を行った。

しかし、当該事務担当者は、当時の事務引継の際に事務的な混乱はなく、社会保険料を数か月程度滞納していたこともなかったと陳述しており、また、前回の回答と同様に、申立期間の厚生年金保険料控除等については不明であると陳述している。

さらに、当時の事務担当者であったとして新たに名前の挙がった者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、改めて、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

そのほかに申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、また、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 36 年 9 月まで

私は、昭和 34 年に高校を卒業後、実父が経営する会社に入社したが、事業を引き継ぐ意思がなかったため 1 年後に退職し、A 社（現在は、B 社）C 支店に転職した。

A 社 C 支店では、D 職として、E 社に転職するまでの期間勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 C 支店で勤務したと申し立てしているところ、申立人提出の写真に記載された同僚 6 人の氏名が、同社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる上、複数の同僚からも、申立人を記憶しているとの陳述が得られたことから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、同社 C 支店に勤務していたことが推認される。

しかしながら、B 社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、当時の資料が残っていないため不明。」と回答しており、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から申立期間当時加入記録のある同僚 17 人を抽出して事情照会を行い、13 人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られず、確認することはできなかった。

なお、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、A 社 C 支店における昭和 35 年及び 36 年の厚生年金保険被保険者資格

の取得状況を調査したところ、厚生年金保険被保険者記号番号の払出日よりも前の日付で資格を取得している者が上記被保険者名簿において散見されることなどから、同社では、必ずしも入社と同時に資格取得の手続きを行っておらず、一定期間経過後に遡って資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日に A 社に入社し、50 年 9 月 * 日に同僚であった夫と挙式することが決まったので、同年 5 月 31 日に A 社を退職した。

しかしながら、年金事務所の記録では、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 49 年 6 月 1 日となっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日に A 社に入社し、50 年 6 月 1 日まで継続して勤務したと申し立てている。

しかしながら、A 社における社員の社会保険適用状況等が記録された同社提出の「保険台帳」を見ると、申立人の入社日は昭和 47 年 4 月 1 日、退職日は 49 年 5 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、A 社人事課は、「仮に、申立人が申立期間も継続して当社において勤務していた場合でも、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後においても保険料を給与から控除するようなことはないと思う。」旨を回答している。

さらに、B 健康保険組合提出の「被保険者名簿」によると、申立人の資格喪失日は昭和 49 年 6 月 1 日と記載されており、当該記録もオンライン記録と一致しているところ、同健康保険組合は、「被保険者資格喪失届の提出時には、健康保険被保険者証を添付させており、当該被保険者証を添付できない場合には、被保険者本人が署名及び押印した健康保険被保険者証滅失届を提出させていたので、申立人が申立期間も引き続き被保険者であったとは考えにくい。」旨回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた複数の同僚を調査したものの、申立人の A 社

における退職時期及び申立期間における保険料控除についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。給与明細書等は保管していないが、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月から平成 2 年 1 月までは 30 万円ぐらい、同年 2 月から 3 年 9 月までは 50 万円から 60 万円までぐらいの給与をもらっていたと記憶しているので、申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は平成 11 年に破産終結している上、元事業主は申立期間当時の関係資料を保管していないため詳細は不明としており、元経理担当は病気のため、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時は会社の業績が良く、従業員には給与のほかに売上げに応じた報奨金を渡していた。申立人にも月 20 万円ほどの報奨金を渡していたと思う。報奨金は表向き給与として扱っていなかったもので、これを含まない報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、従業員の給与からは当該報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と陳述しているところ、申立人と同じB職であった元同僚は、報奨金制度が有ったことを記憶している。一方、申立人は、報奨金制度について明確に記憶していないものの、申立期間の始期には給与額に変動が有ったとしており、元事業主の陳述どおり、申立期間当時、同社では、売上げに応じた報奨金制度が有ったこと

がうかがえる。

さらに、オンライン記録により、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録の確認できる者全員の標準報酬月額の変遷を調査したところ、事業主及び役員を除くほとんどの者が申立人と同水準の額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 23 日から同年 7 月 19 日まで
② 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 29 日から同年 8 月 20 日まで
④ 昭和 58 年 12 月 1 日から同年 12 月 24 日まで
⑤ 昭和 59 年 1 月 9 日から同年 7 月 21 日まで
⑥ 昭和 59 年 10 月 11 日から 60 年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
⑧ 昭和 60 年 9 月 28 日から 61 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①及び②は、A社に採用されて、B事業所で勤務した。

申立期間③、④及び⑤は、C社に採用されて、D事業所で勤務した。

申立期間⑥、⑦及び⑧は、E社に採用されて、申立期間⑥はF事業所で、申立期間⑦はG事業所で、申立期間⑧はH事業所でそれぞれ勤務した。

いずれの申立期間についても辞令を所持しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の所持する辞令及びA社発行の在職証明書から、申立人が、同社に採用され、B事業所で勤務していたことが確認できる(昭和 55 年 5 月 23 日から同年 7 月 6 日までは臨時社員、同年 7 月 7 日から同年 7 月 19 日までは非常勤社員、同年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までは臨時社員、同年 11 月 1 日から 56 年 2 月 20 日までは産休補助臨時社員、同年

2月21日から同年3月31日までは育児休業臨時社員)。

しかし、上記のとおり、申立人の任用期間はいずれも4か月未満であり、職種についても臨時的な社員であったことが確認できるところ、E社の担当者は、「昭和63年4月1日から非常勤社員を厚生年金保険に加入させるようになった。それより前は、共済年金の加入対象者としていたが、任用期間が6か月に満たない者及び産休補助臨時社員は除かれていたため、その場合は共済にも加入させていなかった。」と陳述している。

また、A社の事務担当者も、E社と同様の取扱いであったとしており、「厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③、④及び⑤については、申立人の所持する辞令及びC社の回答から、申立人が、同社に採用され、D事業所で勤務していたことが確認できる(昭和56年4月29日から同年8月20日までは産休臨時社員、58年12月1日から同年12月24日までの期間及び59年1月9日から同年1月23日までの期間は非常勤社員、同年1月24日から同年5月16日までは産休臨時社員、同年5月17日から同年7月21日までは育児休業臨時社員)。

しかし、上記のとおり、申立人の任用期間はいずれも4か月未満であり、職種についても臨時的な社員であることが確認できるところ、C社の事務担当者も前述のE社と同様の取扱いであったとしており、また、「申立期間当時の給与支払の関連資料は廃棄しているためはっきりしたことは言えないが、厚生年金保険に加入させていない者の給与から保険料を控除していないと思う。」と陳述している。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年4月1日であり、申立期間③は適用事業所ではない。

加えて、申立期間④及び⑤については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が適用事業所となった昭和57年4月1日に9人が被保険者資格を取得した後、61年4月8日までの約4年間に資格を取得した者はいない上、当該期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間⑥、⑦及び⑧については、申立人の所持する辞令及びE社発行の在職証明書から、申立人は、同社に採用され、F事業所(昭和59年10月11日から60年2月1日までは産休臨時社員、同年2月2日から同年3月31日まで育児休業臨時社員)、G事業所(昭和60年7月1日から同年7月20日まで臨時社員)、及びH事業所(昭和60年9月28日から同年11月8日まで非常勤社員、同年11月9日から61年3月1日までは産休臨時社員、同年3月3日から同年5月12日までは育児休業臨時社員)でそれぞれ勤務していたことが

確認できる（昭和 61 年 3 月 2 日を除く）。

しかし、上記のとおり、申立人の任用期間はいずれも 4 か月未満であり、職種についても臨時的な社員であることが確認でき、前述の E 社の担当者の陳述から、申立人は申立期間当時、厚生年金保険加入対象者とされておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと考えられる。

また、E 社総務課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、前述のとおり、申立期間当時、採用された常勤の期限付き社員等（産休臨時社員を除く）のうち、任用期間が 6 か月以上となる場合には、共済年金に加入する取扱いであったところ、オンライン記録により、申立人は、昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 4 月 1 日までの期間等、非常勤社員としての任用期間が 6 か月以上である場合には共済年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑧までに係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から29年7月まで
② 昭和29年10月から31年3月まで
③ 昭和55年から56年9月1日までの期間又は
57年10月から59年6月までの期間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、旧制中学校卒業後すぐの昭和24年4月にA社B支店に入社し、入社当初はC職として、25年にD免許を取得してからはE職として勤務した。

申立期間②は、G社（後にH社に社名変更）でE職として勤務した。

申立期間③は、I社で、J業務を行っていた。

いずれの期間についても勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、A社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社のK県内の支店を統括し、過去の資料を保管している同社L支店は、「申立期間当時の社会保険関係の資料及び正規従業員に係る記録は基本的に保存しているが、申立人の記録は無いので、申立人は臨時従業員で厚生年金保険に未加入であった可能性が高い。」としている。

また、A社B支店の元従業員の一人は、「申立期間当時、A社B支店には臨時社員がたくさんいた。臨時社員は、厚生年金保険に加入していない場合があった。」と陳述しているところ、別の元従業員が申立期間当時に臨時社員（E

職)であったとする者の氏名は、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

さらに、A社L支店の現在の担当者及び元従業員の陳述から、申立期間当時の同社B支店管轄の従業員数は200人から300人程度までであったと考えられるところ、前述の被保険者名簿により、昭和29年頃の同支店の被保険者数は100人程度であることが確認できることから、申立期間当時の同支店には、厚生年金保険に未加入の従業員が多数いたことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、G社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G社の元従業員のうち、連絡先を特定できた11人に照会し、申立期間に被保険者記録の有る2人から回答を得たものの、いずれの者も申立人を知らないとしている。

また、H社は平成10年に破産宣告を受けていることから、当該時点の代表取締役役に照会文書を送付したものの、質問事項には全て不明と回答している上、同人は、申立期間当時の代表者は既に死亡したとしているため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、I社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務していたとするI社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10259 (事案 7520 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 2 月 29 日まで
② 昭和 41 年 11 月 2 日から 43 年 1 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店及びC社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、申立期間①については、A社B支店では試用期間があったかもしれないが、常識的に判断してその期間は3か月から6か月ぐらいまでであり、約1年も厚生年金保険に加入させないとは考えられないので、再度調査してほしい。

申立期間②については、申立期間当時、自身の氏名及び生年月日を正しく覚えていなかったため、父親の氏名と生年月日でC社への入社の手続をした可能性がある。社会保険事務所で同社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、氏名と生年月日が自分の父親とよく似た人の記録があったが、実際はその人の記録が自分の記録かもしれないので再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できるものの、i) 同社は、申立人に関する関係資料を保存していないことから、申立期間の保険料控除については不明であると回答している、ii) 申立人と同期入社であったとみられる者は、昭和 26 年 10 月 30 日から 27 年 3 月 26 日までの期間中に資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる等として、既に

当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社B支店では試用期間があったかもしれないが、常識的に判断してその期間は3か月から6か月ぐらいまでであり、約1年も厚生年金保険に加入させないとは考えられないと主張しているが、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料又は周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、申立人及び申立期間当時のC社の事業主の子である申立人の義弟の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できるものの、i)申立期間当時の事業主は既に死亡し、前述の義弟は申立期間当時のことは分からないとしていることから、申立人に係る申立期間の保険料控除について確認することができない、ii)同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、自身の氏名及び生年月日を正しく覚えていなかったため、申立人の父親の氏名と生年月日でC社への入社の手続をした可能性があり、社会保険事務所で同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、氏名と生年月日が申立人の父親とよく似た人の記録があったが、実際はその人の記録が自分の記録かもしれないと主張している。

しかし、当該被保険者名簿を見ると、基礎年金番号に統合されておらず、氏名と生年月日が申立人の父親とよく似た者の記録（被保険者期間は昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 12 月 20 日まで）が確認できるものの、申立人は、当該人物の被保険者期間の途中に当たる昭和 43 年 1 月 26 日に資格を取得しており、申立人が主張するように当該人物が申立人と同一人物であるとする、両者の被保険者期間が重複することとなるため、当該人物の記録が申立人の記録とは考え難い。また、同名簿により、申立人と当該人物の標準報酬月額がいずれも同年 10 月 1 日に定額改定され、それぞれの標準報酬月額が異なっていることが確認できることから、事業主は、申立人と当該人物を別人と認識した上で、両者に係る算定基礎届を社会保険事務所に提出したものと考えられる。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料又は周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年頃から 52 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 51 年頃に A 社に正社員として入社し、52 年 9 月 1 日に同社が取引先の B 社に吸収合併されるまで勤務したが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の取締役及び同僚の陳述から、申立人が昭和 51 年 9 月頃から 52 年 8 月 31 日まで同社で勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、上記の申立期間当時の取締役は、「A 社は、厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、上記の同僚も、「A 社は、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。」旨陳述しており、当該同僚は、昭和 49 年 8 月から 52 年 8 月まで国民年金に加入していることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 61 年 2 月 1 日から平成 9 年 4 月 30 日まで、A社において厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、私の記憶する給与額と著しく相違している。

申立期間当時は、少なくとも年間 800 万円以上の給与が支給され、相応の厚生年金保険料が控除されていたはずなので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 9 年 4 月 30 日の後の同年 5 月 8 日付けで、4 年 10 月から同年 12 月までは 53 万円が 8 万円に、5 年 1 月から 7 年 9 月までは 9 万 8,000 円から 8 万円に、同年 10 月から 8 年 9 月までは 9 万 8,000 円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月及び同年 11 月は 59 万円から 9 万 2,000 円に、同年 12 月から 9 年 3 月までは 50 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれ遡って減額処理されていることが確認できる。

また、平成 9 年 5 月 8 日付けで、申立人と同様に、同日における A 社の代表取締役のほか同僚一人についても標準報酬月額を遡って引き下げる旨の訂正処理が行われている。

しかし、A社に係る商業登記簿によると、当該遡及訂正日において、役員欄に申立人の氏名は見当たらないものの、申立人は、平成元年 9 月 30 日から 5 年 8 月 25 日まで代表取締役に就任した後、同日から 7 年 9 月 30 日まで取締役に就任していることが確認できる上、同社に係るオンライン記録を見ると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 9 年 4 月 30 日まで

事業主として届け出られていることが確認できる。

また、上記遡及訂正日におけるA社の代表取締役は、「当社は適用事業所ではなくなった時点において社会保険料の滞納があり、私と申立人で社会保険事務所（当時）に出向き、我々の標準報酬月額を下げることによって滞納保険料を清算した。」旨陳述している。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA社の事業主として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 55 年 3 月 10 日から平成 19 年 7 月 21 日まで、A社において厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る標準報酬月額が、私の記憶する給与額（41 万円前後）と著しく相違している。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、41 万円と記録されていたところ、同年 6 月 5 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であり、同社で社会保険事務を担当していた申立人の妻は取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票の記録から、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所（当時）から申立人の妻に対し、頻繁に滞納保険料の督促が行われ、このことについて代表取締役であった申立人に伝えるよう指導を受けていたことが確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理に関しても、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、当

該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成14年10月1日から19年7月21日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、9万8,000円と記録されているが、当該記録については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとはいえない。

しかし、A社が顧問契約を締結していた労務管理事務所が保管する平成17年度及び18年度の被保険者報酬月額算定基礎届には、申立人の報酬月額は10万円と記載されており、この報酬月額に相当する標準報酬月額（9万8,000円）はオンライン記録と一致し、事業主欄には申立人の氏名及び会社印が確認できる。

また、前述のとおり、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であったことが確認でき、社会保険関係の事務に係る権限を有していたことが認められる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、当該期間において、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 30 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 9 月 5 日から 54 年 3 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に在籍し、C 職として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

給与から厚生年金保険料が控除され、健康保険被保険者証も所持していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 46 年 8 月 30 日から 54 年 4 月 1 日までの期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、B 社は、「申立期間当時の関連資料は廃棄済みである。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 31 人に文書照会を行ったところ、回答のあった 20 人のうち 3 人が申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間における勤務実態についての陳述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は A 社において昭和 45 年 9 月 5 日に被保険者資格を取得し、46 年 8 月 29 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10264

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月17日から32年3月1日まで
私は、昭和29年2月にA社に入社し、32年3月1日にB社へ転職する直前まで勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後にA社の事業主となった申立期間当時の事業主の長男は、「申立人は、昭和29年から31年までの期間のうち、1年以上は従業員として勤務していたと思う。」旨陳述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推定できる。

しかし、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡し、上記の元事業主は、「申立期間当時の関係書類は廃棄済みである。」旨陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった従業員のうち、連絡先が判明した3人に照会したものの、いずれも申立人を記憶していなかった。

さらに、上記従業員のうちの一人は、「A社では、昭和30年4月を最初に、毎年慰安旅行が行われるようになった。」と陳述しているところ、申立人は、「A社に在籍している間には、慰安旅行は行われていなかった。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 6 日から 48 年 9 月 7 日まで
② 昭和 48 年 9 月 23 日から 49 年 8 月 4 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社及びB社で勤務していた期間については(それぞれ申立期間①及び②)、脱退手当金が支給されたことになっている。

申立期間前のC社に勤務していた期間については、同社を退職後すぐに脱退手当金を受給したが、A社及びB社で勤務した期間については、脱退手当金は請求も受給もしておらず、脱退手当金が支給されたとされる時期は出産のため入院中だった。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務していたC社に係る厚生年金保険被保険者期間(13 か月)については、脱退手当金を受給したが、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者期間(34 か月)の脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間と申立人が脱退手当金を受給したとする上記の厚生年金保険被保険者期間を合算した47か月を基礎として計算された脱退手当金が昭和50年3月13日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と脱退手当金を受給したとする被保険者期間は同一番号で管理されている。

また、申立人は、C社を退職後すぐに脱退手当金を受け取ったと主張しているが、当時、女性が脱退手当金を受給するためには24か月以上の厚生年金保

険の被保険者期間が必要であったところ、申立人の同社における被保険者期間は13か月しかない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、このほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 30 日から 44 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務したうちの申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、同社に兄と一緒に勤務しており、兄は昭和 43 年 9 月 30 日で退職したが、一緒に辞めていない。兄が辞めてから、半年ほどたった後に退職したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元従業員 17 人を抽出し、所在の判明した 8 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうちの 3 人が申立人を記憶していたが、申立人が申立期間において同社に在職していたことを裏付ける陳述は得ることはできず、申立人が同社に勤務していた時に従事していたとする業務内容も同僚の陳述又は調査結果により、申立期間以前に実施されていたことが推測されることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたか否かを確認することはできなかった。

また、申立期間当時に給与計算及び社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻は、「主人は元B職だったため、B職を大事にしており、社会保険にもきちんと加入させていた。社会保険の資格の取得及び喪失は、主人からその都度指示があり、私が手続を行っていたが、勤務し続けている人の資格を勝手に喪失させるようなことはなかった。」と陳述しており、上述の 3 人のうち 2 人の元従業員も、元事業主について「^{きちょうめん}几帳面な人で従業員からの信頼も厚かった。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は既に死亡している上、商業登記簿に記録のある他の役員も所在不明のため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月1日から19年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から22年1月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から21年11月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から22年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務している被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額と大きく異なっていることが分かった。源泉徴収票の写しを提出するので、当該期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年2月1日から22年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成3年2月1日から19年11月1日までの期間につい

ては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年11月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていると申し立てているところ、申立期間のうち、平成3年2月から19年10月までの期間について、同社に対し、22年5月20日付けで当委員会から照会を行ったところ、回答を23年1月13日付けで受領したが、当該回答からは、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない上、電話番号が不明のため、事業主に対する聴き取り調査もできない。

また、申立人は、申立期間に係る源泉徴収票の写しを提出しているが、i) 申立期間は16年9か月であるのに対し、提出された当該写しは19枚あったこと、ii) 当該写しのうち、平成3年から6年分まで、14年及び15年分が提出されていないこと、iii) 同一年分の当該写しが2枚又は3枚ある年が7年分あるが、そのうち、7年から9年分まで、11年及び12年分については、同一年分でありながら支払金額又は社会保険料等の金額が相違していること、iv) 当委員会から申立人に対し、源泉徴収票の原本提出を求めたが、申立人の協力を得ることができず、原本の確認を行うことができないことから、源泉徴収票の写しの記録をもって、申立期間の保険料控除額を推認することはできない。

さらに、申立人は、A社においてB職として勤務していたと主張しているところ、同社の商業登記簿を見ると、平成3年1月21日から6年11月26日までは同社の前身であるC社の取締役であったこと、同年11月26日から11年7月1日までの期間はA社の共同代表取締役であったこと、及び13年8月1日以降は、取締役（妻が代表取締役）であることが確認できる上、元従業員の二人は、「申立人は経営者であり、厚生年金保険の保険料控除について、知り得る立場にあった。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成3年2月1日から19年11月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金特例法に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のと

おり、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から22年1月1日までの期間については、厚生年金保険法を適用し、標準報酬月額を決定する必要があるところ、上述のとおり、申立人から提出された当該期間に係る源泉徴収票の写しの記録をもって、標準報酬月額算定の基礎となる報酬月額を特定することができない。

さらに、申立人に係る県民税（所得・課税）証明書を見ると、平成17年度から19年度までは所得額0円で申告していることが認められる上、20年度から22年度までについて、D市は、申立人は無申告であったと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から21年11月までの期間において、申立人が、その主張する報酬月額を事業主により支払われていたことを認めることができない。したがって、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月18日から34年1月26日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A市B区のC社でD職として勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてC社でD職として勤務していたと申し立てている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和33年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間のうち同日以後の期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、平成8年6月1日に解散していることが同社に係る商業登記簿謄本により確認でき、申立期間当時の事業主も所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、上述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した4人に照会したところ、回答があった2人は申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

加えて、上述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番はなく、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は無かった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月から 24 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に、同社の社長の息子と友人だった弟の紹介により同社に入社した。入社後は、社長と一緒にB業務を行っていた。また、従業員にプロ野球で活躍していた選手の父親がいたのを記憶している。

申立期間にA社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、C市内にあったA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、C市を管轄する法務局において同社に係る商業登記簿の記録も無い。

また、申立人は、A社に入社した経緯について、事業主の息子と知人関係にあった弟の紹介により同社に入社したと陳述しているところ、申立人は、当該事業主及びその息子について名字のみの記憶であるため個人を特定することができず、申立人の弟は高齢等のため聴取することができないと陳述していることから、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社の従業員に、プロ野球で活躍していた選手の父親がいたと陳述しているところ、申立人は、その者について名字のみの記憶であるため個人を特定することができず、同社の従業員は20人ぐら

い勤務していたとするほかは記憶が曖昧であり、これらの者に聴取することができない。

加えて、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月頃から同年 5 月頃まで
② 昭和 49 年 5 月及び同年 6 月頃
③ 昭和 50 年 11 月頃から 51 年 11 月頃まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務したので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する労働者名簿から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「保険料控除を確認できる資料は残っていないが、申立人は、試用期間を経過する前に退職したのではないかと思われる。現在も、入社後、3か月間は試用期間としており、試用期間中は厚生年金保険に加入しないため、給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は同僚を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に被保険者記録のある3人に照会したところ、申立人と同じD職であったとする元従業員は、「私は、昭和48年6月から厚生年金保険の記録があるが、入社はそれより2か月又は3か月前であった。A社では試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入しなかった。」と陳述している上、給与担当であったとする元従業員も「試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入しなかった。」と陳述している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は無く、一方、上述のD職であったとする元従業員は、昭和48年6月25日に加入していることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

これらのことから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、昭和49年5月及び同年6月頃にB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、B社に勤務していた時期の記憶が曖昧であり、勤務期間を特定することができないところ、同社は昭和52年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことがオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、B社における同僚等を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、所在が判明した20人に照会したところ、回答があった5人は、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態等について確認できない。

さらに、申立人は、E市内にあったB社に勤務していたと陳述しているところ、回答を得られた5人のうち、元役員であった1人は、「もし、申立人がE市内に勤めていたとすれば、代理店の可能性がある。代理店であれば、社会保険に加入しなかったと思う。」と陳述しており、申立人も「E市内に通勤していたが、社員であったかどうか覚えていないし、代理店であったかもしれない。」と陳述している（なお、申立人は、代理店名を記憶していないため、当該代理店を特定することはできない。）。

加えて、B社は、申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

申立期間③について、申立人は、昭和50年11月頃から51年11月頃までC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している元同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録が見当たらない上、同原票において、申立期間に被保険者記録のある12人のうち、所在が判明した8人に対し照会したところ、4人から回答を得られたが、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

また、C社は、申立期間に係る資料は保管していないとしているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録は無い上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申

立期間に該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、給与手取額が約 45 万円であったので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は当初、53 万円と記録されていたところ、同年 9 月 19 日付けで、6 年 11 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額処理されており、また、複数の元従業員についても、遡及して標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本、同社の代表取締役及び元役員の陳述から、申立期間当時、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、年金事務所提出のA社に係る滞納処分票を見ると、同社は、平成 7 年 8 月から保険料を滞納しており、9 年 9 月に申立人及び上記の代表取締役が社会保険事務所（当時）において滞納保険料の納付に関する相談を行った旨が記載されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、9

万8,000円と記録されているが、当該記録については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録が不合理であったとはいえない。

また、A社提出の給料台帳により、申立人は、当該期間のうち、平成7年10月から8年9月までの期間は56万円、同年10月から11年3月までの期間は53万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる（当該期間のうち、平成11年4月から13年9月までの期間については、当該給料台帳並びに代表取締役及び申立人の陳述から、申立人に給与が支給されていないことが確認できる。）ものの、前述のとおり、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立期間内の9年9月に、申立人が社会保険事務所において滞納保険料の納付について相談を行った事跡が確認できる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において、「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで
② 昭和 45 年 9 月から 46 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については同社B支店に、申立期間②については同社C支店に、D職としてそれぞれ勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社B支店及び同社C支店にD職として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業を継承するE社は、「当社保管の社会保険被保険者台帳に申立人の氏名は見当たらず、同台帳のほかには申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できる資料は保管されていない。」と陳述しているため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、E社は、「申立期間当時、当社では、数千人のD職が勤務しており、入退社が頻繁であったため、採用後7か月から1年半経過してから厚生年金保険に加入させていた。加入させる時期は、個人差があり、また、加入させない場合もあった。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚5人のうち、A社において被保険者記録が有る4人は、いずれも、同社において雇用保険加入記録が確認できるところ、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、企業年金連合会に照会したが、申立人のA社における厚生年金基金加入記録は確認できないほか、F健康保険組合に照会しても、申立人の健康保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 7 日から 34 年 12 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 34 年 12 月まで勤務し、B業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚4人のうち、所在が判明した2人は、「申立人がいつまでA社で勤務していたかは覚えていない。」と陳述しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る17人に照会を行ったところ、回答があった14人のうち4人が申立人を記憶していたが、いずれも、「申立人がいつまでA社で勤務していたかは覚えていない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社の事業を継承するD社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社は、申立期間内の昭和 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり（従業員全員が資格を喪失）、同社の元従業員は、同日付けで新たに適用事業所となった同社の後継事業所のC社において資格を取得していることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は記載されていない。

加えて、上記のA社に係る被保険者名簿を見ると、昭和32年3月15日に申立人の健康保険被保険者証が返納された旨が記載されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが判明した。申立期間は、毎月 50 万円の給与を支給されていたので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の陳述から、申立期間当時、申立人が 50 万円の給与を支給されていたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記の元事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないが、当時、当社では、社会保険事務所（当時）に届け出たとおりの標準報酬月額に基づいて保険料を控除していた。」旨陳述している。

さらに、申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員 12 人に照会したところ、回答があった 6 人中 4 人は、「標準報酬月額に係る記録は、自身が記憶する給与支給額と符合している。」旨陳述している（他の 2 人は、当時の給与支給額を記憶していない。）。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正された事跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（50 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 12 日から 48 年 9 月 7 日まで
② 昭和 49 年 1 月 18 日から 51 年 5 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には、昭和 45 年 6 月から 48 年 9 月までの期間、B社には 49 年 1 月から 51 年 5 月までの期間勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月から同年 12 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 8 月までの期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが申立人に係る国民年金の特殊台帳により確認できる。

また、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に

加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務したとするB社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和48年4月から51年6月までの期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが上記の特殊台帳により確認できる。

また、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。